

第12回行政減量・効率化有識者会議 【議事要録】

総人件費改革に関する議論について、議事要録を公表します。

日時：平成18年4月28日（金）9：30～12：30

場所：総理官邸4階大会議室

出席者

〔委員〕

飯田亮（座長）、朝倉敏夫（座長代理）、逢見直人、翁百合、小幡純子、櫻谷隆夫、菊池哲郎、高原慶一郎、富田俊基、船田宗男、宮脇淳、森貞述の各委員

〔内閣官房〕

坂篤郎内閣官房副長官補、松田隆利行政改革推進事務局長、橋口典央行政改革推進調整室長、上田紘士公務員制度等改革推進室長 ほか

〔国土交通省〕

中島正弘大臣官房総括審議官、吉田義一北海道局長、岡田俊夫北海道局総務課長
〔厚生労働省〕

村瀬清司社会保険庁長官、金子順一総括審議官、青木豊労働基準局長、小林和弘社会保険庁次長、鈴木直和職業安定局長、生田正之職業安定局総務課長

主な議題

国土交通省からのヒアリング（北海道開発関係）

厚生労働省からのヒアリング

（社会保険・労働保険の適用・徴収事務一元化及び社会保険庁関係）

厚生労働省からのヒアリング（ハローワーク関係、労働保険（労災）関係）

国立高度専門医療センター関係、行刑施設関係に係る検討状況（事務局）

【議事要録】

座長 ただ今から「行政減量・効率化有識者会議」の第12回会合を開催します。本日は、大変御多用中、御参集いただきましてありがとうございます。

それでは、議事に入ります。

本日は、3月にヒアリングを行った北海道開発関係、社会保険庁関係、ハローワーク関係、労働保険関係について、国土交通省と厚生労働省から再度ヒアリングを行います。

（報道関係者退室）

座長 まず、北海道開発関係について国土交通省からヒアリングを行います。再度のヒアリングですので、前に御説明いただいたものと余り重複がないように、検討結果について端的に10分以内ぐらいで御説明をお願いします。

国土交通省 今、座長が御指摘のように、国土交通省といたしましては、有識者会議の中間取りまとめにおけます御指摘を踏まえまして、検討を進めてきたところをごさいます、そういう中で危機管理能力の低下でありますとか、サービスの低下、こういうことを招かないぎりぎりの数字としまして、861人の純減、これが可能だと判断したところをごさいます。

なお、861人という数字につきましては、平成17年度比で14%の減ということになります。内容については、資料の1-1で説明させていただきたいと思ひます。

861人の内訳でございませけれども、この表にございませように、組織体制の徹底的な見直しで351人、民間委託の拡大で400人、開発建設部の統合で50人、道州制特区による事業の移譲で60人、合わせて861人でございませ。

この純減数は、5年間における北海道開発局の定員の純減数の全体でございませ。

この内容につきまして、2ページ以下で説明させていただきたいと思ひます。

まず、組織体制の徹底的な見直しでございませけれども、ここに純減方策が7つございませ。それぞれ84人、51人、20人、6人、50人、84人、56人、この純減合計351人でございませ。

次に3ページをござ覧になつていただきたいと思ひます。

「民間委託の拡大」でございませ。民間委託の拡大についても、4つの方策、右に書いてありますように、226人、54人、77人、43人、合わせて400人民間委託の拡大で純減したいと考えております。

4ページ以降に、純減の検討の基になつたそれぞれの積み上げを、例えばこれは旭川道路事務所ですけれども、そういう代表的な事務所の例を挙げております。

6ページをござ覧いただきたいと思ひます。

開発局につきましては、本局それから11の開発建設部、それから128の事務所がございませけれども、それぞれでの積み上げを行ひまして、右から2つ目に書いてありますように、5,422人という数字を算定しているところをごさいます、これは一番左の17年度の定員に比べて、861人の純減ということをごさいます。

7ページは、それぞれの開発建設部と事務所のトータルが書いてございませ。

8ページをござ覧になつていただきたいと思ひます。

次の純減策の開発建設部の統合でございませ。開発建設部の統合につきましては、札幌開発建設部と石狩川開発建設部につきまして、この2つを合計しますと、1,465億円の事業費を抱えまして、1,300人を超える人員を擁する大組織となります。

したがひまして、平時の事業執行でありますとか、あるいは大雨等の災害時、石狩川の氾濫を始めとする危機管理対応、こういう2つの組織で今まで円滑に対応し

てきたところでございまして、その実施体制をどう確保するかという検討が必要でございまして、統合に当たりましては、地元の理解を得つつ、こういう点を解決しながら、計画期間内の統合を目指したいと、これによって50名純減したいと考えております。

更に次の方策ですけれども、11ページをご覧になっていただきたいと思います。

北海道道州制特区による北海道への事務事業の移譲についてでございます。この道州制特区につきましては、左にありますように、4月12日の自民党の道州制調査会において、この法案の基本的考え方が了承されました。

この内容の中には、右のような、現在、開発局で実施している部分のうち、3つの事務が挙げられております。1つ目は「直轄の通常砂防事業の一部」「開発道路に係る直轄事業」「二級河川に係る直轄事業」。これらは、今、所要職員数が約60名でございまして、この約60名についても純減数の中に入れております。

次に12ページを見ていただきたいと思います。

一人当たり事業費の指標についても有識者会議の方で御指摘をいただいているところでございます。ここに書かれておりますように、私どもとしては、こういう公共事業の実施に伴う事業量に基づいて必要な職員の数が算定されていくわけですが、その事業量につきましては、一人当たり事業費という特定の指標に基づく一律の比較では適切に判断し難いと考えております。

ここに書かれていますように、例えば北海道につきましては、広域な国土の中に事業箇所が分散しておりまして、長大な国道を管理しているという問題がございます。

したがって、特性としまして、ここに2つ*が書いてありますように、1人当たりの道路延長でいいますと、北海道につきましては、全国平均の1人当たり1.5倍の国道を管理しております。1.5倍の国道を管理しているということは、それだけ多い作業量を持っているわけでありまして、事業費については、全国平均の2分の1でございまして、こういう積雪寒冷地の中での事業の実施や道路管理には、さまざまな制約・困難を伴っているところでございます。

13ページは事業費のみで比較した場合でございますけれども、この場合も次のような補正が必要だと思っております。

に書かれておりますように、どういう地域で事業が実施されるかということについては、大都市圏を除きます、東北、北陸、中国、四国、九州、こういうところとの比較が適切だと考えております。

でございます。北海道開発局の事業の中で農業事業の占める割合が20%でございます。農業事業につきましては、農家一人ひとり、いろんな対応が必要でございまして、どうしても1人当たりの事業費というところでは、低めの数字になるとこ

ろでありまして、ほかの整備局については、整備局と農政局を足したときの農政局のシェアというのは、大体7%とか8%という数字になっておりまして、やはりこういうシェアでの補正も必要だろうと思っております。

また、3点目でございます。地方整備局と農政局を足した数字と開発局を比較するときに、定員の範囲を合わせる必要もでございます。こういう補正をしたときには、赤で書いておりますように、この差は8%程度、490人程度だと私どもは考えております。

14ページを見ていただきたいと思います。

事業費単独で比較してもそうでございますけれども、更に先ほど言いましたように、職員が担当する事業量というのは、単に事業費だけではなくて、1人当たりどのぐらいの管理する量を持っているかということでの比較も必要かと思っております。

この絵は、それぞれ道路事業、河川事業と分かれていますけれども、大体改築事業に従事している人間が60%ぐらい。維持管理に従事している人間が40%ぐらいという比率でございます。

改築事業に従事している人間につきましては、これは1人当たりの事業費での比較ということがある程度の指標かと思っておりますけれども、維持管理に従事している人間の部分につきましては、やはり1人当たりどのぐらいの管理する量を持っているかということも含めて、作業量、事業量を判断する必要があると思っております。

そういう要素も入れますと、開発局とほかの地方整備局との差は5%程度、300人程度だと思っております。

次に15ページを見ていただきたいと思います。

1人当たりの管理する量が増えると、どういう量が増えてくるのかということでございます。

左上から言いますと、災害の件数が増加するわけです。ここにありますように、これは実際の数字ですけれども、100km当たり年間で大体3.1件の災害が発生しておりまして、通行止めの時間も100km当たり63時間になります。これが管理延長が増えれば増えるほど、これに大体比例して増えていくわけでありまして、やはりこういう場合には、応急対策の指示、それから通行規制の判断、やはりどうしても職員がそういう判断をしなければいけないということでもあります。

更に、左下に書いてありますように、道路の補修箇所の増加でありますとか、それから交通事故に伴う警察との対応。これは、ここに書いてありますように、年間100km当たり大体110件ぐらいの死傷事故件数があります。更に100km当たり3人ぐらいの交通事故での死者の方がございまして、やはりこういう事故があったときには、当然職員が現地に行って警察の方と、ここをどういうふうに安全なところ

にしたらいいかというようなこともしていかなければいけない。

更に北海道の特性として、右上にありますように、除雪という問題がございます。これも100km当たり年間219回実績で、除雪を行うというのは民間の方ですけれども、そういう指示をする必要がある。更に、これには地域の方々の、国民の方々のいろんな苦情も来る。そういう苦情の受付件数も100km当たり240件ということで、こういう対応も必要になってくる。

そういうことで、やはり事業量ということにつきましては、事業費だけではなくて、1人当たりどのぐらいの管理をしているかということも併せて御検討が必要かと思っております。

最後になりますけれども、平成18年度以降、5年間における離職見通しの数でございます。離職見通し、これは勧奨退職の見込み者でありますとか、それから自己都合の見込者、こういうものも全部含めまして760名でございます。配置転換なしに純減できる数字は760名ということでございまして、今回、説明させていただきました861名でありますと、101人、最低でも100人以上の配置転換が必要ということでございます。

更に、こういう5,000人規模の組織で、4年とか5年とか、本当に職員の採用をゼロにしていいかという問題がございます。国道の管理延長でありますとか、河川の管理延長は増えておりまして、作業量としては、どちらかといえば増えていく傾向でございまして、そういう問題もございまして、いずれにしましても新規採用がゼロであっても100名以上の配置転換が必要でございまして、この問題につきましては、やはり実効ある配置転換への取組が不可欠だと思っております。

御存じのように、北海道につきましては、雇用情勢が非常に厳しいということで、有効求人倍率も日本全体の平均の半分の0.5ということでございまして、また国の機関あるいは北海道につきましても、非常に厳しい新規採用の条件がございまして、道内での配置転換が非常に難しいという問題がございました。この問題につきましては、政府全体として取り組まなければならない課題だと考えておりますので、よろしく願いしたいと思います。

座長 それでは、委員の皆様方の御意見を頂戴したいと思います。

委員 新聞報道ですけれども、総理は少なくとも北海道開発関係で2割、3割減らすべきであるとおっしゃったとされていて、今日は13.5%に当たる数字をいただいたのですけれども、国民、納税者の目線で見ますと、何で違うのだろうなと感ずるのではないかと思います。だから、会社で言えば、社長がこの製品は2割、3割値下げしますと言ったら、何か現場が13.5%しか値下げできないと言っている。消費者という観点から見た場合に、どういうふうに説明すればいいのかなというものすごく単純な疑問です。つまり、総理がおっしゃったことと、今おっしゃったことが違う場合に、国民はどう理解したらいいんだろうなと。

総理ですから、これは行政府の長ですね。それと今の御説明の違いというのをどう理解したらよいか。この有識者会議は、総理から委嘱を受けて検討をしているのですけれども、そういう立場でも御説明が理解できないというさびしいことになっているんですけれども、それをどういうふうに考えたらいいか、ヒントをいただければと思います。

国土交通省 北海道開発局については、従来もスリム化に取り組んできているところでございます。第1次定員合理化計画が始まって以来、ほぼ半分の数字になっております。最近5年間で見ましても、10%を超える純減を進めております。今後5年間、今日御説明したのは14%の純減でございますけれども、5年と5年で合わせて10年で24%近い純減になります。10年間で4人職員がいたところ1人抜けると、そういう体制でこれから仕事を進めるということになります。

私どももそういう厳しい御指摘の中で、この4ページにございますように、各現場ごとに本当に必要な職員というのは何人なんだと、徹底的な民間委託、それから組織の見直しに取り組んできたところでございます。

4ページは、旭川道路事務所という例ですけれども、平成17年で42名の体制でいたところを32名にしようと、10名の減にしようということでございます。これの基本的な考え方が、右下に維持課というのがございますけれども、ここがそういう国道の管理等を行っているところでございまして、ここにつきましても、先ほどのように災害対応あるいは通常の維持で事務所の中での対応もできますし、あるいは本当に民間委託した中でも、どうしても現場に行かなければいけないという部分がございます。必要最小限の体制を取っているところでございます。

それから、上の工事課につきましても、5ページの四角の右下に工事発注、年間39件と書いております。それから、ここでは国道237号の神楽拡幅というところと、旭川紋別自動車道、自動車専用道路に取り組んでおりまして、それぞれの地権者の数が260人、350人と書いてございますけれども、やはりこういう方々ともきちんに対応しながら適切な指示を現場にしていかなければいけないと。そのための必要な体制ということでございまして、もちろん道路のパトロールであるとか、現場監督のいろいろな補助だとか、そういうところは徹底的に民間委託した上で、積み上げた数字ということでございます。

委員 そうすると、先ほどの話で言うなら、社長がおっしゃったことは10年、20年の話であって、5年ではこれだけですよという話ですか。そういうふうに国民を説得するということですか。

国土交通省 総理はもちろん社長でございますので、最後は総理がこれでよしと言われなくてもものは決まらない。閣議で決まらないと、全部の大臣が参加して、行革担当大臣もいらっしやると、我々の大臣がいるという構図の中で、今、御下問を受けて我々は作業し、ここで議論しているということだと思っております。その間、い

ろんな報道がございますけれども、報道もたしか総理と会われた方が出てきて、総理がこうおっしゃったという報道が新聞にあったということで、総理はそれ以外にも、いろんな局面でいろいろなことをおっしゃって、的確に対応しろよと、国会でも御質問がありまして答えておられまして、そういうのを感じながら我々は一生懸命作業をして、最後は社長がちゃんと決めるというところに向かって一生懸命やるしかないんじゃないかなと思っております。

座長 それは、最後は総理の意向でしょうね。

委員 前回、私どもは総事業費を地方整備局で比較して、定員削減の検討を求めました。今日の説明はそうではなしに、道路延長に比例して、とりわけ管理業務が増えるという話ですけれども、これは逆に言えば、ほかの地方整備局は削減可能ということを行っているわけですね。決して局長によって北海道局長と他の局長が違うことを言っているとか、そういうダブルスタンダードではないですね。これは普遍的な資料として、ほかのところは道路延長に比例して増加するから、道路延長の短いところはもっと少ない人員でできるということの意味していると思っただいんですか。

国土交通省 違います。

委員 だから、それは多分いろんな事情を言って違うだろうという御説明があると思うのですが、つまりものすごいダブルスタンダードなのです。北海道はこういうことを考慮すると、この基準でほかのところも見るといふのであればわかるんです。

国土交通省 スタンダードにするのがおかしいと言っているんです。1人当たりの事業費とか、1人当たりの管理延長で、それでものを決めるというのはおかしいと言っているわけです。

委員 だけれども、ここには道路延長が長いから、北海道は1人当たり1.5倍管理しているとあります。それでもって1人当たり事業費は少ないけれども、延長は長いから定員がほしいという話ですね。

つまり、こういうことを示す場合は、北海道だけではなく、近畿も東北も、どこでも同じような基準じゃないと、これはやはり北海道だからこれだというわけにはいかぬですね。それを言っているのです。

だから、私が聞きたいのは、ほかの地方整備局においてこの基準でいったら、北海道がこれが正しいとすれば、ほかはもっと減るだろうという話をしているんです。そういうふうに理解していいんですか。

国土交通省 そういうふうになるので、例えば地方整備局ごとに見ても違うわけです。1人当たり事業費を取ってみてもです。

委員 いやいや、事業費を我々が中間取りまとめで指摘して、それに対する御回答が、今日は道路延長で見たら、やはり北海道は多いから、それを基準にして定員

を考えるべきだというお話をさっきお聞きしたのです。

それだったら、他の地方整備局の人数が多過ぎるということになるわけですね。ほかより1.5倍見ているのであれば、ほかは1.5倍人が過剰になっているということでしょう。

国土交通省 委員御指摘のところは、1.5倍というのは維持管理に従事する人間、この維持管理に従事する人間も、半分ぐらいは工事に担当していると。それから、半分ぐらいは維持に従事しているということで、半分は人当たり事業費で算定して、半分はそういう道路延長で算定して、その合計の数、こういう考え方もできますということで御説明しています。

委員 そういう考え方だとすれば、この考え方で全部ほかの整備局も示さないと、北海道はこの基準でこうやって削減しましたというお話ですけども、ではほかもやってみたらどうだという話なのです。

国土交通省 この基準で数字を出しているわけではないんです。

委員 これでないにしたらって、これでかなり説明されたわけです。我々は事業量で見るべきだと言ったんだけど。

国土交通省 それが一面的だと。

国土交通省 多分御説明は、いろんな定数をはじく要因として、最初にこちらが示した変数が、決定するに値しない変数だということを彼らは言いたくて、これで取ればこうなるし、要するにそれらの変数が変数にならないと。

委員 いや、あなたの意見ではなくて。

国土交通省 それで、問題は、では何で決まるんですかということが、これだとわからないわけです。

委員 だから、先ほどの御説明を信じて北海道をこれでよしとする水準とした場合に、ほかの局長のところは、違う基準で持ってこられたら困るということを行っているんです。

国土交通省 今回、説明させていただいた861人純減という数字は、この基準で算定したものではありません。現場に、それぞれのところに本当にどれだけの人間が必要なのか、民間委託をぎりぎりやって、更に組織の徹底的な見直し、そういう中で、861人という純減数を、そこまでだったら何とか可能だということを出したところでございまして、ただ、861人という数字がどういう数字かということで、例えば1人当たりの事業費、これも東京とか大阪のように集中的に工事がされるところと、北陸とか、九州のように、北海道と同じように、広いところでそれぞれ工事がされているところと、それぞれ特性が違いますから、そういう考え方をすれば、例えば5%の300人ぐらいだと。反対に、管理延長みたいなものを入れると、例えば8%の490人だとか、こういう指標を取ったらこのぐらいで、こういう指標を取ったらこのぐらいだと。ただ、861人という数字は、いずれにしてもそういう数字

よりは、高い数字だと思っております、我々としては徹底的な組織の見直し、それから民間委託の拡大という中で、何とかこういう数字で進めていきたいと思っております。

委員 だから、要は事業費で見たら、ここのところが多いと我々が言ったら、いや延長で見たら少ないと、1.5倍もたくさん見ているというので、何か基準がはっきりしないのです。

もし、この延長の基準で見たら、ほかのところは少なくて済むでしょうということをお私に聞いているのです。そうですね。

国土交通省 そうです。1.5倍で半分になると。例えば参考資料の15ページに、もっと細かく道路の事業で見たらとか、全部やってみたんですけれども、それと北海道が余っていると出ることがあれば、北海道が足りないという場合もあるんです。北海道が足りないということは、地方整備局が余っているということになるわけです。それは委員がおっしゃるとおりです。

ただ、そういう基準で全部を含めるわけにはいかないと思います。その上で、なお、そういう基準でつくった数字の倍ぐらいのオーダーを我々は出してきたつもりですということをお申し上げます。

座長 ちょっと途中で済みません。先ほど、総理がいろんなことをおっしゃった中で、その一部として北海道が入ったというようなことをちょっとおっしゃいましたけれども、私はその場にいましたので、北海道開発関係についておかしいということをおっしゃったわけです。

ですから、これは全体の中で一部を言っただけで、それが何かマスコミ的な取り上げ方の結果で出てきたというのとは、全然違います。これだけ切り出して総理はおっしゃっていますから、ですから、社長の意向に従うようにしてもらいたいと思うんです。

委員 私は861という数字について、なかなか自分自身の評価の軸は持てないんです。だから、評価の軸を社長の言葉に求めたり、他の地域との比較に求めて自分で理解しようとしているのです。それが第一です。

もう一つは、先ほども御説明があったのですが、定員合理化計画が21年度までですね。そこでの数字が606人。それと今度の861との関係ですが、既定路線で減らすことになっていたのが、4年間で606人だと。今度5年になると、その2割増えるから120人だと。そうすると、少しというのはあれだけでも、そんなに大きく見えないんです。

だから、総理が2割、3割と言っておられることは、恐らくもう決めたことよりも、もっともっと大胆にやれということだろうと、それが多分国民の期待だろうということをおっしゃっていると思うんです。それとの乖離をぎりぎりだという御説明だったのですが、そこらがまだちょっとうまく理解できない。しかし、多分ほか

の方も御質問があるので、後でまた。

国土交通省 合理化計画の関係だけ一言申し上げさせていただきます。

今、御指摘がありましたように、606人は増員を含んでいない数字になってございます。それで、18年度の実際の純減規模は、開発局で申しますと、121人でございます。ですから、これを5年にすると、合理化計画が18年度と同じように推移すると、605人程度の5年間の純減規模でございます。

それと比べますと、今回の861人というのは、256人更に切り込んだということになります。率で言うと4.1%。

座長 256ですね。

国土交通省 一定の仮定を置いた計算でございますけれども、4.1%に相当するということになります。それだけさせていただくということでございます。

委員 私の発言は、今日のプレゼンを受けまして、なおかつギャップがある。ギャップがある基本というのは、総理が言われました2～3割とのギャップです。これはやはり現状においては、国民も、あるいは委員の私たちもその目標に対してどうやっていくべきか。今日のお話の中で、配置転換が難しいとか、あるいは北海道特有の事情もありましたが、そういう個別のゼロベースで、もう一遍再検討をしなければいけないというような意識改革と実践を是非お願いしたい。

委員 今、委員のおっしゃったことと関係しますが、資料1-1の14ページのところで、道路と河川事業を比較して検討していただいたのですが、あるいは別の資料の15ページの整備局等との比較なんですけど、もともと地方整備局が合理的に行われているかということについて、もっともっと切り込む必要があるのではないかと考えているのが、まず1つ。

しかし、それはそれとしても、道路事業は2,290人に対して試算値が1,705人であり、河川事業は1,105人に対して試算値が1,447人である。ということは、これは道路事業については、管理延長が長いから、だから大変だとおっしゃっていたんですが、河川事業は極めて危険な状態になっているということを示しているのか、それとも試算値よりも相当合理的に行ってちゃんとした目的は達成しているか、これはどのように理解したらいいのでしょうか。

国土交通省 こういう数字は、先ほどからお話しさせていただいていますように、私どもとしては、北海道開発局がほかと比べて多い数字というのは、300人とか490人ぐらいかなと。大体そういうオーダーです。

先ほどから言っていますように、これが基準ということではありませんので、いろんな指標で判断して、大体幅のある数字だと思っています。

河川事業につきましては、これも先ほどゼロベースというお話がありましたけれども、先ほど旭川道路事務所の例を示させていただきましたように、同じように河川でも、本当にこの地域で、最低限どのぐらいの職員が必要かと。

例えば、河川でいいますと、大体1つの事務所で、100km ぐらいの河川を担当していきまして、一番遠いところでも災害時に何とか1時間ぐらいで行けるとということで配置基準をつくってやっているところがございます。そういう積み上げた結果、今回、861人の純減の中には河川の純減も入ってございますけれども、今回の数字で何とかぎりぎりの危機管理能力の低下を招かない、ぎりぎりのものが確保できるというゼロベースでの積み上げの結果である、私どもはそういうふうに判断しています。

委員 ということは、余り試算値というのは参考にはならないと。計算はしてみたけれども、余り参考にはならないということをおっしゃっているわけですか。

国土交通省 ここでも2とおりの計算の仕方を紹介させていただきましたけれども、やはりその地域地域でいろんな特性がございますので、いろんな指標で比較してみて、どのような幅なんだろうかと、そういう中での判断になっていくのかなと、私は考えておるところでございます。

委員 だから、できればいろんな比較した資料によってそれで納得したということにならないといけない。861人が本当にそうなんだということが納得できないと、総理の御発言もあって、我々としてもなかなかそうですかという訳にはいかない。ましてや、先ほどの試算の仕方が合理的かどうかよくわかりませんが、河川について1,105人でもまだ合理化のできる余地があるとおっしゃっているわけです。

そうすると、これは一体何を意味しているのかよくわからない。つまり、これは25%も試算値より減っているわけです。そうすると、試算値のそれぞれについて、25%削減できるのではないかと我々は単純に思ってしまうわけです。約6,000人の25%ということは、例えば1,500から1,600人ですから、総理が3割とおっしゃったのも、そうなのかと、総理の直感は正しかったんだと思ってしまうのです。やはりきちんとした根拠資料をしっかりと出していただかなければいけないと思います。道路延長に比例して維持管理業務が増加するという。確かに、今までの地方整備局もそうかもわかりませんが、北海道開発局の考え方で行くと、実はそうなのかなと思ってしまうんですが、15ページを見てみますと、道路補修箇所が増加するとか、交通事故の関係だとか、除雪だとか、点検だとか書いてあるのですが、これはもっと民間に任せられるところがいっぱいあるのではないかと。あるいは北海道に任せの方がより合理的で、一緒にやればいい話ですから、そうすると、これはそれほど理由にならないのではないかと思います。

北海道開発局と北海道とで管轄区域はぴたっと重なっているわけですから、それでやった方がより合理的にできる。道路補充箇所も国道と道道と、あるいは市道と一緒に走っているわけですから、むしろ合理的にやった方がいいし、除雪もそうだと思いますし、道路の構築物の点検だって、占用許可だって、みんな地方の状況ですから、それはむしろ北海道の方に移す、あるいは市に移すという方がより合理的

な気がするんですけども、その辺はいかがですか。

国土交通省 2点御質問があったと思います。

まず、徹底的な民間委託のお話でございますけれども、資料1-2の8ページをご覧くださいと思います。

これは、開発局の仕事の流れ、その中でこういう仕事は委託が可能だと。それは今回徹底的に委託することにしておりまして、結果としては委託関係で400人近い職員を縮減するというようにしておりますけれども、ここで説明させていただきますと、例えば用地でございます。

用地につきましては、どんな業務があるかということ、右にありますように、現地の調査であるとか、登記簿調査だとか、土地の測量だとか、物件調査だとか、補償金額の積算だとか、こういうところは全部委託することしております。

ただ、どうしても国として用地の取得だとか、事業損失補償に関する地権者との交渉、これはやはり地権者の方も委託の人が来ても、なかなか納得できないということだと思います。

それから、工務のところがございます。これは計画、設計、協議、積算、施工ですけれども、これでも設計図面の作成でありますとか、積算の数量取りまとめでありますとか、発注図面の整理でありますとか、現場施工監督の補助、こういうものはすべて民間に委託することとします。今もしていますけれども、更に拡大します。

ただ、ここに書いておりますように、工事予算の配分だとか、それぞれの地元事情の中でいつこの工事に着手するのかとか、関係機関との調整、環境関係だとか、いろいろございますから、それから地元説明でありますとか、最終的なチェック、検査、監督、こういうことはどうしても職員が進めなければいけない。ここでは、5つの業務について書いてございます。

最後に危機管理のところをちょっと説明させていただきますと、地震とか、風水害とか、水質事故、こういうことがあったときに、実際に現地の調査をする。それから資料の収集をする。そういうことは民間の方をお願いしているところがございますけれども、やはり洪水予防だとか、水防警報をいつ出すか、どういう内容にするか。

それから、洪水時の応急措置の指示でありますとか、これは民間の方にやっていただきますけれども、その指示をする。それから通行止めの指示をする。がけ崩れがあって、通行規制をしなければいけない。応急復旧としてどういう工法を採用するか。それから被災地への応援をどういう規模でいつ派遣するか。こういうことは、やはりどうしても職員が現場に職員を配置しなければいけない。こういう考え方で検討しているところがございます。

委員 開発局が平成10年度、これは決算ベースだと思いますけれども、このときが一番事業量のピークだとお聞きしました。約9,100億円の事業量である。

そのときに、年度末の人員が7,300人余だったとお聞きしました。そして、直近の17年度はどれだけかといいますと、5,660億の直轄事業でのベースです。そして、そのときには6,280人余の人員である。

そうしますと、事業量では38%減少しています。そして、人員でいきますと、86%、14%ほど人員は減っているということでございます。

ちなみにもう一つ、北海道庁の方もお聞きしていただきました。やはり平成10年度と比較しますと、5,020億、そして17年度だと4,000億、人員が3,180人と2,890人というような数字を承りました。

どちらかという、北海道庁の方がいるんな意味でまだまだ、それは先ほど局長さんがおっしゃいましたように、地域雇用という側面があるのかどうか知りませんが、そういうものを考えましても、実は昨日も経済財政諮問会議で、公共事業費がこれから5年間3%ずつ減少していくと、こういうことも大きな目標になっています。

そうしますと、このままでいきますと、17年度が5,660億ということは、単純にこの率でいきますと、3%という150億見当、毎年毎年減っていく。そうしますと、先ほどおっしゃいました861人よりももっと減らさないと恐らく大変な、いわゆる事業費が付いてこないのに職員がいるということになってくるんじゃないかと。

確かに先ほどおっしゃいましたように、北海道というのは、広大で1人当たりの作業量が多いと先ほどおっしゃいました。しかし、こういうふうに行きますと、やはり事業のメリハリというものの、どういうものにやらなければいけないか。

もう一つ、先ほど委員がおっしゃいましたように、やはり道と市町村と、いわゆる二重、三重というようなことではなくて、いかにして一体的に事業をやっていくかということが、ある面でこれからの厳しい財政状況の中で求められるのではないかなと、お聞きしてそう思いました。

ちなみに、私ども、いわゆる公共事業のピーク、いわゆる建設部、土木費で見ますと、一番多いときでは67億ございました。実は今、平成16年度のベースで行きますと、18億です。ざっと26%ぐらいしかなくなっていません。そのときのピークのときの職員数は37人。そして現在17人です。

おっしゃいましたように、維持管理は、やはりインフラをきちんとやっていく上で必要だと思います。ですから、極端に減らせということではなくて、やはり先ほどのお話のように、いわゆる二重、三重という投資の仕方ではなくて、どうしても北海道開発局がやらなければいけない事業、そういう仕分けをしていって、だから何人だという積み上げの方が私はほしいと、そういう考え方を持っています。

国土交通省 2点あったと思います。

まず1点目の事業量と職員の数の話でございますけれども、事業費でいきますと、

17年度の事業費は、平成3年度と同じ水準になっています。平成3年度に比べて、現在は1,900人を純減しております。ずっと下げてきております。

では平成10年のピークというのは、どう対応したのかということでございますけれども、これは先生御存じのように、平成9年は拓銀の破綻がございまして、北海道経済は非常に厳しい状況になっていました。そのために、一次補正、三次補正まで国の方で補正をしまして、そこで社会資本整備をしたと。それが北海道の経済の極端な破綻を何とか下支えしたということだと思います。

では、何でそれだけの事業が可能になったかということでございます。御存じのように、その年に予算が付いてすぐ道路工事なんかできませんね。用地も確保していなければいけない。地権者と話をして、工事できるだけの量を確保していかなければいけない。

それから、設計のストックもなければだめですね。今年1,000億とって、1,000億やれとって、地権者との話も進んでいないし、設計も進んでいなければいけないですね。それは、やはり私どもの方で、2年とか3年分ぐらい前もって地元の方に計画を説明して、用地を確保して、そしてある程度の設計も進めていたから何とか対応できたんです。

ところが、そういう状況が本当に5年も10年も続いたら、これはこの職員では対応できません。あのときに、これだけの経済対策をやったことで、ほとんど用地のストックもなくなって、設計のストックもなくなりました。その後の事業費が戻ってきた段階で、更にそういう用地の話も進めて、何とか元に戻ってきているということですが、やはりそういう2～3年分のストックがあって、始めてああいう対応が可能になったということでございます。

2点目でございます。国と道、御存じのように公共事業は国がやっていますし、地方も県だけではないですね、市町村がやっております。どういう仕分けでこの仕事をするかということで、私としては、それは三重行政だとは思っていないんです。やはりそれは分担しているんだろうと。では、国は何を分担しているんだろうか。やはりある限定された区間を国で行うことによって、国全体に影響が及ぶような災害対応だとか、あるいは国全体のネットワークの確保だとか、そういうことを進めているところでございます。

北海道でも国は、道路でいいますと、道路全体の7%しか担当していません。この7%にどれだけの量があるかというと、人流では50%、物流では60%が7%の国道によっているところがございます。やはりこういうところが国としてきちんと整備を進めるといことが、国全体としての利益になるということで進めてきているところでございます。

前に除雪のお話もありましたけれども、2年前の北見豪雪のとき、このときはJRが5日間止まりました。それから空港も3日間閉鎖になりました。その中で、旭

川と北見という国道、大幹線は常時確保することができました。国として限定して、しかも集中的に対応していくと。

委員 大事な仕事をしているというのは、みんなわかっているんです。ただ、それに伴う事業費やら人件費やらという問題をここで問題にしているわけで、大事な仕事を一生懸命やっているということは、皆さんよくわかっているわけです。

ただ、今、ここは公務員の数が問題になっているわけですが、先ほどの関連で、もう一回確かめさせてほしいんですが、資料1-2の15ページの表です。これは試算値であるとありますが、この試算値によると、河川は実は342人足りない、足りないけれども、何とかやっているというようにも見えるし、要するに増やさなくても何とかなっているじゃないかという見方もできるでしょうし、あるいは農業農村整備事業ですか、これも300人足りないことになっているけれども、現況はできているわけですね。

ほかのところというのは、試算値によると、全部余っていることになるわけですね。その余っているものだけ足すと1,000人ぐらいになるわけです。そして、861人との関係を考えますと、本日お示しいただいた数字はよく精査した積み上げの結果という御説明だけれども、どうだろうかという印象を持つんです。ついつい総理がおっしゃった2から3割ということからすると、余計な疑いを抱いてしまうのですが、これについて説明してくれませんか。

国土交通省 わかりました。私どもは、業務量に応じて職員を配置しなければいけませんから、1人当たりの事業費だけで業務量を判断するのは間違いではないでしょうかというお話をしているところです。

例えば、1人当たり業務量で判断するにしても、東京、名古屋、大阪みたいなところと、北海道、北陸、九州のようなところは、やはり違うんじゃないかと。

委員 それは先ほど聞きましたし、ここに説明が書いてあるので簡単にしてください。

国土交通省 そういうことです。それから、1人当たり業務量だけではなくて、これに一人当たりでどのぐらいの管理の分担をしているかと。

委員 それも書いてあります。

国土交通省 そういうことでやったのがこの資料でございます。やはりその地域その地域のいろんな要素が業務量には影響してくるわけで、では1人当たり業務量が管理延長だけでいいかと言われれば、それはまた違うわけで、北海道はそのほかに積雪寒冷地であると。冬の峠をどうするかとか、そういういろんな要素が入ってくるわけで、そういうものを総合的に判断して職員の配置というのは考えなければいけないと思っております。トータルしてお話しさせていただきますと、先ほど言いましたように、この5年間で10%以上純減していますし、更に今回14%ということになります。

委員 ちょっと違う角度からお伺いしたいんですけども、2ページの一番上のところに純減方策の内容と書いてあって、何人減らしたというのは書いてありますけれども、例えば一番上というのは間接部門ですね。間接部門というのは、この見直しの結果、全体の5,000人のうち何名になる予定ですか。

国土交通省 大まかな計算でございますが、もともとの15%が11%に下がると、4%ほど下がると、そんな目安をしております。

委員 5,000人のうちの1割。

国土交通省 最後の数字の11%程度が内部管理業務と考えております。

委員 今日、お話を伺っていても、どのくらい純減をしたかという細かい積み上げはわかるんですけども、どの業務に対して、どのくらいの人員が配置されているかと、それがどの程度本当に必要なのかということについて検討が行われていないので、そこが非常にわかりにくい。ということで、それをどういうふうに比較すればいいのか、そこをもう少し詰めていただきたい。

もう一つは、北海道開発局の防災技術センターを20人純減すると書いてありますけれども、これは例えば独立行政法人の土木研究所というのは、我々も一回ヒアリングしたことがあります。かなり類似している業務だと思うんですけども、そういったところについても抜本的にもっと統合とか、見直しの可能性はないんでしょうか。

国土交通省 この点につきましては、省庁再編のときに建設機械工作所を廃止いたしまして、行政として必要な機能をここに持って行ってございます。ですから、そういうものを精査した上で現在の体制でございますが、今回は民間に出せるものは出すといったようなことを中心に、更にスリム化して、今回の案を出させていたでいているということでございます。

委員 これも可能なんじゃないかな。

委員 今のセンターの関係ですが、情報収集とか、多分北海道特有の土木構造物の調査とか、そういう研究をしているところという位置づけだと思いますが、やはりこれを北海道開発局の中に置く必要性というのはどのくらいあるのか。民間委託とおっしゃいましたけれども、例えば独立行政法人の土木研究所の方に入れてしまうという可能性もあります。北海道というのは確かに特殊性がありまして、同時に道庁も同じ区域を受け持っていますね。道庁で難しいとしても、こういう研究みたいなことであれば、独立行政法人の方でやるという可能性もありますし、民間委託として調査研究を行うこともできる。いずれにしても直轄の業務として持っている必要性自身をちょっと考えた方がいいのではないかな。

もう一点。3ページの「民間委託の拡大」のところでお話しいただきましたが、従来から事実上の管理作業については、民間委託できるという整理でなさっていると思います。それがどこまでかというところですが、特に一番上のところに「現場

技術補助業務の拡大」というのがあり、ここの職員数が非常に多いのです。1,208人ですか。ここがもう少し、下の方にあります通行規制でありますとか、ダム操作とか公権力の行使的なものがあって、用地取得、不法占用退去とか、そういうのもありますが、一番上のところはかなり職員数が多い。北海道において公共事業が大切だというのはわかりますが、しかし全体としては、先ほども委員から御発言がありましたように、どうしても減っていくわけです。そう考えると、ここの部分はかなり多いので、もっと業務自身を減らすという観点から、この場合、民間委託にすることで削減の数が出てきているのですが、やはり業務量自身の見直しということで、もう少し切り出せないかという感じがいたします。

ですから、本日の説明は、今ある業務を確実にやり続けることとした上でそれをより効率的にできればこうだという数字が多分出されているかと思いますが、先ほどから2割、3割という話がありますように、ここの北海道開発局の場合は、かなり特殊な地位にあるわけですね。どうしても今のような切り出し方だと足りないということになってしまうので、かなり発想を変えて数字を出していただくしかないのではないかと思います。

北海道の特殊性というのは、要するに地理的、地形的なもの以外に、もう一つ北海道庁との関係が普通の県と国との関係にない、地域が重なっているという特殊性がありますね。北海道庁の方でもだいぶ支庁を統合したりということをやっているわけですから、国としてももっともっとやらないといけないと思います。道との協力関係では、道州制特区構想が今後どうなるかという問題はあると思いますが、国と道とが協力すれば、道路管理でも河川でも無駄が省けるわけですね。ですから、かなり発想を変えてもう少し数字を出していただかなければいけないのではないかと思います。

国土交通省 まず1点目は、防災技術センターのお話があったと思います。防災技術センターはどのような仕事をしているかというのと、1つは災害対策用機械の集中管理を行っております。大雨が降ったときに、現場に駆け付けて、排水ポンプ車で氾濫したところの水をポンプでかき出したり、そのための連絡であるとか、そういう災害対策用の機械の一元管理ということになっています。

もう一つ、北海道におけるいろんな技術基準の取りまとめという仕事を行っておりまして、先ほども話をさせていただきましたけれども、独立行政法人の開発土木研究所との関係については、仕分けをした上で、それを防災技術センターで行っておりまして、更に今回、契約事務等をほかのところに集約したり、それから調査積算業務については、民間委託を拡大するというところで、20人の純減をここで進めていきたいと思っています。

それから、事業の件については、役割分担の話をしてもらったんですけれども、そういう役割分担の上で、もちろんいろんな連携、地域での社会資本整備ですから、

国は国としての社会資本整備を進めなければいけないし、それから北海道は北海道としての社会資本整備、それから市町村は市町村としての考え方で、どこから優先順位を付けてやるかということはあるんですけども、そういう中で連携して進めていくということは大事なものですから、そういう連携というのは、各地域で進めているところがございます。

委員 災害用機械の一元管理ということですが、そうすると、センターという形にして組織を置いておく必要というのはどのぐらいありますか。センターで1か所に置いているわけですか。

国土交通省 もちろん北海道は広いですから、国土の面積の4分の1ですから、そういうところを札幌と旭川と帯広という3つのところに分担して、そういう機械を置いております。

委員 ですから、センターという組織をあえて設けるとかえってロスがあるのではないかということです。3つのところに押し込めてセンターとかそういうものを置くと、総務部門とかも含めて必要になる。本当に純粹に研究をしているところであれば、土木研究所の方に仕分けして研究は特化してくださいとするなど、センターのやっている業務をもう少し整理して、何も独立したセンターとして置かなくてもいいのではないかということです。

国土交通省 センターですから、集中してそこで管理しているということで効率的な組織にしているつもりです。いずれにしても、そういう防災用機械をどこかで管理して、どこかで出勤命令を出して、どこかでその指揮をしなければいけないわけです。それを分散して置いておくことは、かえって非効率ということで、集中してここで進めていると。

委員 効率的なのか非効率なのかわからない。

事務局 委員がおっしゃったように、防災というのは、1年中毎日あるわけではないわけですね。例えば氾濫しそうとか、そういうときには大変なわけです。

したがって、防災をやっている人というのは、いざというときに防災をやれるようにしておけばいいんであって、あるいは宿直の人がちゃんといるとか、そういう体制ができていけばいいんであって、ほかの仕事と併せ持っていたって全然問題がないんじゃないのと。わざわざ防災だけで3つもセンターつくって、防災だけやっていますと。では普段は何をやっているんだと、ほかの仕事をすればいいんじゃないかということなんじゃないでしょうか。

例えば国全体でいっても、防災担当の政策統括官が1人で、あれは割合小さな組織です。日本全体で防災だけをやっているという人間は数十人ぐらいです。あとは、いざというときは河川局が出ていくとか、河川局も、新潟の地震なんていうときは当然動員されるわけだけでも、それでいいんじゃないかということをおられるんだと思いますけれども、違いますか。

委員　そうです。そういうものがセンターだと、初めはわからなくて、研究しているところかなと思ったらそういう御発言だったので特に奇異に感じたのです。

国土交通省　もちろんそういう基準づくりもしていますし、そういう機械の一元的な管理をしているということです。

今、お話がありましたように、災害というのは、マスコミ等で報道される災害というのは、回数が少ないように見えますけれども、先ほどそれぞれの事務所でどういう事故があるかという件数もお話しさせていただきましたけれども、いつ地震が来るかわからないし、それから北海道には海辺のがけを通る道路もありますし、やはりきちんと、あったら早く駆け付けるということが大事でありまして、そういう仕事を私どもとしてはこういう非常に少ない体制で、きちんと確保していると思っております。

事務局　駆け付けるのは、別に河川局なり道路の人がほかの仕事をしていたって、大急ぎで駆け付ければいいんだから、ただし大変ですといて連絡する人ぐらいは残しておかないといけないわけ。中央の防災だって、年がら年中そういうことをやっているわけではなくて、ときどきやるわけです。だけれどもそういう体制がさっと組めるようにはなっているわけです。普段ほかの仕事をしていたって別に構わないわけです。

委員　自分達が現在やっていることを正しいとだけ言い張るとするのは、どうも形として余り美しくないと思うんです。

委員　各委員の御指摘に関連しますが、この前テレビで旭川紋別自動車道の企画ものをやっていたんです。今の御説明を聞きながら、あの放送を見てビジュアルに、映像のインパクトがもしれませんかけれども、二重行政じゃないかと思ったんです。

つまり、一つは紋別自動車道と一緒に道道か何かが走ってしまっていて、ずっと並行してやっているわけです。住民にインタビューをしたら、こんなところは使いませんみたいな話が出たり、あるいは除雪のときに北海道開発局がやる国道の除雪が、道路が道道か市町村道かわかりませんが、そこはずっと通り抜けて、そこでも一緒にずっとやっていってしまえば済むような除雪をわざわざ国道しかやらない。

そういうものを見ますと、公共事業の在り方とか、そういうことに関係するので、この純減とは直接関係ないかもしれませんが、小泉総理がおっしゃる二重行政の指摘がどういう意味かは別ですけれども、ああいうビジュアルに映像でとらえていったときに、やはりそこから端的に切り出されるような疑問を正直に言って私は持ちました。

やはりそういう国民の素朴な行政のサービスというのはあるけれども、国の役割分担、地方の役割分担、今、お話を聞いていると、もっと道庁と協力して、道庁に任せてというような部分が、国民の視点から言えば、やはり見えてくると思うんで

す。

ですから、再度の指摘ですけれども、これから道州制特区の推進法案等のいろんな動きもあると思いますけれども、是非地方に任せられるものは地方にという部分は明確に定員削減の中でも考えていただきたいというのが1点です。

もう1つは、職員の年齢別構成ですが、事務系、技術系、20歳代後半から30歳代、ちょうど28から34歳というのが事務職で100人以上の採用数がずっと来ている。他の年次を見ますと、多いときでも70人ぐらいなんですけれども、この年次だけ何でこんなに人が採用されているのかと。この大幅な年齢、28から35歳の大幅な人たちを、ずっと見ていきますと、何かもう少し削減ができる一つの年齢のゾーンではないかと思うのですが、それはいかがなんでしょうか。

国土交通省 まず、最初のテレビの映像の話ですけれども、私も、やはりああいう視点というのは、きちんと行政に反映させなければいけないと思っております。

その上で、2点お話しさせていただきたいと思っておりますけれども、除雪については、あそこに出ておりましたのは北海道の奈井江町というところの除雪の例で、町道の除雪と道道の除雪に町と道との間にこういう問題があるのではないかと御指摘だったと思っております。

2点目ですけれども、旭川紋別道については、ああいう自動車専用道路と、町道、あれは上川町という町ですけれども、町道というのは、町の中で完結する道路ですから、そういうものが並行的に走っているということで、重複しているという御批判はどうかということを感じました。ただ、全体的にああいう御批判もきちんと行政としては反映させなければいけないと考えております。

委員 あれは、まさしく批判ですからね。やはり受け止めないといけませんよ。

国土交通省 それから、職員の構成でございます。開発局の職員構成上、職員の退職のピークが、先ほど申し上げた年代のところにございまして、その補充ということで、どうしても緊急的に人を採る必要があるから、言わば団塊の世代になってございます。これはその都度その都度必要な処遇をしていく必要があると思っておりますけれども、組織の活動上、必要な範囲で採らせていただいたというのが事実でございます。

委員 開発建設部の統合ですけれども、石狩川と札幌についてはいろいろ条件を付けるけれども検討するとの回答です。それ以外は無理だと。無理だという理由が9ページに3つ書いてあって、地元関係者の調整・連携と災害時の支援と日常的な業務指導とあります。今、北海道庁ではどうも支庁統合の検討をして、14支庁体制を半分ぐらいにするということを言っているわけですね。そうすると、道でもそういう支庁統合を検討しているときに、なぜ開発建設部の統合が、最初から無理だと、しかもこの3つの理由で無理だというのは、ちょっと説得力に乏しいのではないかなという感じがします。いかがでしょうか。

国土交通省 1つの開発建設部は、大体2つの県の面積ぐらいのところを担当しておりまして、開発建設部の事務所の体制というのは、開発建設部にセンター機能を持たせまして、そこにいろんな共通部門であるとか、用地だとか、管理だとか、全部そこにございます。

したがいまして、先ほどの事務所の絵にありますように、事務所ではそういう用地部門だとか、管理部門は持っておりません。私としては、それは効率的な体制だと思っています。この2つの開発建設部と一緒にさせるとどうなるかということですが、すけれども、この絵にありますように、東京と名古屋と一緒にさせるような、距離的には250km離れているところと一緒にさせるということで、そうしますと、非常に効率的にある部分を共通部門だとか、用地だとか、管理だとか、開発建設部に集中させている部分について、また見直さなければいけない。

それから、災害のときに、やはり開発建設部から応援に行かなければいけない。こういうときに、東京と名古屋では、やはり4時間とか5時間かかりますから、こういうことが本当に効率的かという検討も少し中長期的にしていかなければいけないと私どもは考えております。

委員 いろいろ御議論あったんですけども、やはり今日、地方整備局との比較の中で、事業量で比較をする以外の物差しというものを出示していただくことが、私は必要だと思うんです。こういう社会学の数字ですから、いろんなもので比較をして議論していくということが、まず根底で必要だと思います。

ただ、今回の説明がどちらかというと、今までの数字に対する反論というだけで出されてきている感じがあって、先ほど言われた総合的な検討という言葉に結びつくような説得力のある物差しに残念ながらつながっていないんです。

ですから、先ほど御指摘のありました、15ページ目の表なんかも見方によっては、先ほどありましたように、が付いているところはすごく努力をしていただいているので、ほかのが付いていないところは、もっと減らして平均値にやっていただきますという意味の数字にも読めてしまうんです。そういう評価もできてしまって、その場合には1,000人近くという数にもなる。

ですから、やはり今回のような反論型ではなくて、数値的に、どこの地域も特性は必ずあるわけですから、もう少し説得力のあるものを出示していただかないと、先ほどの言葉を使えば、社長が言っている2割、3割といったようなことに対して、恐らく最終的な説得力を持たないんじゃないかと思うのです。これがまず1つお願いをしたい点です。

もう一点だけ。資料1-1の1ページ目のところの861人という数字で、前の数字に比べて、更に御努力いただいたというところがあるんですけども、要するに定年退職とか、離職の見通しのつく数として760人ぐらいという数字が出ているんですけども、そうすると、今回純減数を上積みしたところというのは、開発建設

部の統合と道州制特区による事業の移譲の部分がかなりの部分を占めているような感じに見えるんです。

このどちらのテーマも、恐らく北海道局、北海道開発局だけですべて解決するのは難しいのではないかと思うんです。先ほど来、二重行政のお話がありますけれども、私も二重というよりは、縦割りで役割分担しているというのが正しいと思うのですが、例えば道庁と役割を一緒にするといっても、道庁側が必ずそれでうんとすぐ言うわけではないし、人員については財源面も一緒にやらなければいけないとか、そういう話になると思うんです。

この場合に、例えば道州制特区による事業の移譲というところは、道州制特区法案がどうなるかというのはわかりませんが、こういうものが成立していったならばやられるということで、これが仮に万が一政治的に成立しないという場合には、また別問題ですよということにもなるわけですね。

ということは、先ほど来、委員が指摘しているような道庁との事業の統合とか、何か従来の事業をやるときの協議制とか、協議会議とか、運営会議みたいのがあると思うのですが、そういうもの以上のレベルで仕組みや役割分担の問題を検討していく場というものはあるのでしょうか。そういうものが別につくられているのであれば、ある意味でこれから進んでいくのかもしれないということになるわけですが、今、私が知る限り、事業をしていくための連絡会議みたいなものはあると思うのですが、そういう役割分担を根本的に変えるような協議の場というものはないと思うんです。この辺は何かあるのでしょうか。

国土交通省 今のところないんじゃないですかね。一生懸命議論をして、北海道の特区の関係で道との配分は非常に時間をかけて、道を中心にずっと議論されて、今の結論が出て、そこで北海道開発局が持っている仕事のうち、道に渡すという分が一応整理されて、その数字が来ているので、そこを我々は口が割けてもまたやりましょうというわけにもいかないし、それは一応それで今ラウンドはけりが付いてしまっていると。

委員 恒常的に今までずっと指摘されていたことを議論していく場は、今のところはないわけですね。

国土交通省 現場の工夫として、何か観念的にどっちがやるべきだという話は置いておいて、私はこういう事業もあるから、その事業も受託してやりましょうとか、そういう現場の知恵的なものはあると思いますけれども、仕組みとしてやるというのはちょっと難しいかと。

委員 わかりました。

座長 いろいろと委員から御意見が出ていますわけですが、また、それに対して真面目に答弁をしていただいたと思いますけれども、残念ながら委員は861という数字自体の根拠については、余り明確に分からなかった。

それから、861人というのは精一杯なのか、それとも相当余裕がある数字なのかという点も分からなかった。だから861名の削減というものの正当性について、どうも納得がいけないということで、このまま861名で結構ですというわけにもいかないわけです。

というのは、いわゆる日本国社長である総理が、北海道についての削減目標について明確におっしゃっているわけです。その総理の下で会議が開かれているということですから、「ですから、ああ、結構ですねと。社長はそう言うけれども、そうはいかないですよ」と、我々として言うわけにもいかない。社長のおっしゃるのは、こういう財政状態だから、視点を変えて取り組むべしということでおっしゃっているんだろうと私は思うんです。なお御検討を十分にさせていただいて、事務局とも詰めていただきたいと思います。

今日は結論が出ません。ですから、なお、総理のおっしゃっているところへ近づけるように、達することができるように、十分な御検討をお願いしたいということで、よろしくお願いします。

それで、よろしいですか。

委員 今ごろ、ちょっとよろしいでしょうか。

座長 どうぞ。

委員 管轄区域が北海道開発局は道と100%同じだから、広くていろいろ大変で御苦労も多いと思うんですが、6ページを見ると、北海道の特殊性というのは、非常に広いと、だから大変なんだという話でした。しかし、一番上の本局、開発建設部、事務所の削減率を見ますと、広くて一番大変なはずの出先が20%削減で、その次に広くて大変な開発建設部が10%で、広さと何の関係もない本局が5%削減というのは、話がかなり引っくり返っているような気がするんです。それをもう少し考えて、本局の5%というのは幾ら何でもないのではないでしょうか。

座長 御検討をお願いします。よろしいですね。

どうもありがとうございました。

(北海道開発関係者退室)

(社会保険庁関係者入室)

座長 それでは、引き続き社会保険庁関係と、これに関連して社会保険、労働保険の適用・徴収業務の一元化について、厚生労働省からヒアリングを行います。

前回ヒアリングを行っておりますので、重複がないように、検討結果について端的に10分以内で御説明をお願いします。

厚生労働省 本日、ヒアリングに先立ちまして、少し厚生労働省全体の対応の概括について冒頭に説明させていただきたいと思います。

社会保険庁につきましては、昨年12月に政府与党で取りまとめた人員削減計画に基づきまして、今後7年間で定員の2割、5年間では3,000人以上の純減を図る。

それから、国立高度専門医療センターでございますが、これは独法化を検討するというので、定員の大部分については非公務員にする。

3点目ハローワーク、労働保険関係でございますが、これにつきましては、各分野について精査・検討を行いまして、前回から削減数、純減数の上乘せについて、後ほど説明させていただきます。

以上の3分野で1万人近い削減を検討しているところでございます。厚生労働省トータルの定員約5万5,000でございますが、これとの比較で17%、2割近い切り出しを行うということにしております。

国民生活のセーフティネットの確保のために、必要な組織人員体制は、責任を持って整理していく必要があると我々は考えているわけでありましたが、そうした中であって、総人件費改革の要請を踏まえまして、省全体として思い切った決断もしてきたところと認識をしているところでございます。

先にいただいた検討要請項目につきましては、これから順に説明させていただきます。まず、徴収事務の一元化についてでございますが、これは私の方から説明をさせていただきます。

お手元の資料2-2という横長の大幅のものがございます。こちらをご覧くださいましたらと思います。

「社会保険と労働保険の徴収事務一元化について（概要）」でございますが、こちらにつきましては、当会議でハローワーク関係あるいは社会保険庁関係のヒアリングの際にお聞き取りをいただき、また御検討、御指摘をいただいたところでございます。これは中央省庁改革以来の課題でございまして、社会保険庁、労働基準局、官房、省全体で検討を進めてきているところでございます。

改めて、この1枚紙に基づきまして、検討状況の説明をさせていただきたいと思っております。この資料は真ん中に2本帯が通っておりますけれども、上が社会保険、下が労働保険の関係の事務の流れを説明したものでございます。

概略4つのステージがございまして、一番左側が両保険の新たに適用になった場合の届出等でございます。

1つ右に行きまして、これは毎年各事業所の方から定期的に届出をいただく、社会保険については、算定基礎届、労働保険については年度更新申告書ということでございます。その後の事務の流れといたしましては、必要な事業所の調査でございますとか、滞納整理といったような各ステージがあるわけでございます。

これにつきましては、下段の三段表になっているところを見ていただきたいと思います。このようにございまして、これまでの取組が、一番上の濃い緑色で書いている部分でございます。これらの徴収一元化を進めるための組織的な基盤といたしまして、全国312か所の社会保険事務所に徴収事務センターというのを置きまして取り組んでいるところでございますが、これまでの取組といたしましては、緑色の上段のと

ころを見ていただきますとわかるかと思いますが、毎年1回の届出という部分につきましては、社会保険の算定基礎届と労働保険の年度更新の申告を徴収事務センターでいずれも受け付けるという取組、それから事業所の調査、あるいは保険料の滞納整理につきましては、いずれの社会保険、労働保険、両方において、こういった調査が必要な場合には、共同で調査を実施する。あるいは保険料の滞納整理につきましても、共通の滞納事業所につきましては、納付督促を共同で実施すると、こういった取組で進めてきたところでございます。

今後の徴収事務センターでの実施予定でございますが、中段の黄色の部分でございます。幾つか新しい取組を進めているところでございまして、具体的に申し上げますと、事業所調査のところでございますが、ここは共通の調査事業所については、労働保険の方の職員が単独で両方を実施する。

一番右の保険料滞納整理でございますが、こちらにつきましては、社会保険職員が共通の滞納事業所について一括して実施をする、こういう取組を18年度から進めるということにしております。

一番左側の被保険者取得届等の届出でございますが、共通契機に係る届出につきましては、例えば新規適用届などがございますが、こういった共通の申請事由の届出につきましては、徴収事務センターで一括で受付を実施する。

更に、毎年1回御提出をいただいております算定基礎届と年度更新申告でございますが、こちらにつきましては、今回の社会保険庁改革関連法案の中で、平成20年度からという予定でございますが、この算定基礎届と年度更新の申告書の提出時期を、算定基礎届の提出期限になっております7月10日にそろえると、現在労働保険の方は5月20日が提出期限になっておりまして、今まで事業所の方は年2回それぞれの提出次期にこれらの届け出をしていたわけでございますけれども、提出期限がそろえることによって、恐らく1回の対応で済むということでございまして、こちらは法律改正を案の中に盛り込ませていただいているところでございます。

現在までのところ、現行の制度内で行うことが可能な徴収事務の一元化につきましては、ほとんどすべて実施されているのではないかと我々としては考えているところでございます。

ただ、今後に向けまして、さらなる徴収事務の一元化を進めるためには、一番下の水色の部分が今後の検討事項ということでございますが、それぞれ制度が異なっております保険料の算定方法を統一したり、あるいは事務処理の流れを合わせていくと、こういう大きな課題があるわけでありまして。

これは、改めて2つの帯をご覧いただきたいわけでございますが、社会保険につきましては、被保険者ごとに毎年4月から6月までの3か月間の賃金を基に、標準報酬月額というのを決定いたしまして保険料を算定する。保険料は、毎月行政の方から納入告知書を送付いたしまして、事業主の方が金融機関で納付するといった仕

組みになっているわけでありませぬ。

一方、労働保険につきましては、事業所全体で前年度の支払賃金総額ベースでとらえまして、これに保険料率をかけて概算納付をしていただくと。翌年度概算納付に合わせて確定保険料を申告していただくという賃金総額ベースでの徴収ということになっているわけでございます。

このような保険料算定方法の違い、それに伴う納付方法の違いがあるため、納付に係る事務処理フローも異なっているということでございます。

今後につきましては、この両保険の保険料の計算、それから納付に関しまして事業主の方の利便性の向上等を図る観点から、労働保険で行われておりますような賃金総額に着目する方法を社会保険に活用する、そういったことも含めまして、その在り方については引き続き検討していきたいと考えているところでございます。

そのほか、直接事務の一元化ではございませんけれども、両保険におけます事業所の新規適用届など、両保険双方にある届出につきまして、届出様式の記載事項の整理を行った上で、可能なものは、届出の共通様式化を図っていく。

あるいは、システムの管理につきまして、事業所番号の共通化を図り、情報の共有を進めていくということを検討していきたいと考えております。

以上、この徴収事務の一元化につきましては、実施可能な事務は一元的な実施を図りつつ、今後引き続き検討していく事項につきまして検討を進めまして、事業主の方々の利便性の向上等の観点から推進していきたいと考えております。

続きまして、社会保険庁関係です。

厚生労働省 資料2-3にございますように、2点御指摘をいただいております。1点は、改革にはスピードが重要であり、7か年の人員削減計画の前倒しを図ることという形でございます。

先ほどお話がありましたように、7年間で3,500人の常勤職員、それから6,300人の非常勤職員を削減するという計画がございまして、それを前回5年で常勤職員につきましては、3,000人の削減をするということでお話を申し上げました。

それにつきましては、その後、検討いたしましたけれども、現段階においてはぎりぎりの線だと考えております。

その理由を簡単に申し述べさせていただきますと、参考資料1ということで、3ページをお開きいただきたいんですが、社会保険庁の人員削減計画の中で、現在、法案が出ておりますけれども、平成20年10月に新組織化を考えておりまして、その中で、下段にシステムの開発、これは国が全体でシステムの刷新をやっておりまして、その中で社会保険庁のシステムは5年かけて改革をしようとしております。

したがって、削減には現在のシステムに関係なくできる分と、システムに伴って削減できる2つございます。

ここに書いてございますように、ブロック単位の事務の集約センター等を含めま

して、完成が22年度でございまして、本格的な人員削減が23年度にまたがるものが出てくるということで、前回御提案申し上げましたように、可能な限りやる部分が先ほど前倒しの部分であると、こういうふうに御理解をいただきたいと思います。

それから、9ページを見ていただきたいんですが、実は社会保険庁の人員削減計画は、合理化並びに民間への委託を含めて外出しをすることによりまして、大幅に人員を削減する部分、合計で3,700～3,800というのを7年間で考えておりますけれども、一方、社会保険庁批判の中には、本来やるべき業務がなかなかできていないという部分であるとか、それから団塊の世代が年金受給者になることによりまして、大幅に業務が増える部分がございます。それを人員削減計画の中で吸収するという業務がございまして、その部分で人員シフトを2,000人規模でお願いをしたいということを考えておりまして、その結果が常勤職員でいいますと、1,500名という形になるわけでございます。

したがって、この部分がございます関係上、やはりなかなか人員を、純減という形でございますので、一方を削減しながら人員シフトをするということでの計画だということで、3,000人以上という表現をさせていただいたのは、その部分だということに御理解をいただけたらと思います。

2点目に御指摘をいただいておりますのが、コア業務の分類、常勤・非常勤の分類の検証ということでございまして、さらなる合理化を検討したらどうかということでございます。本件につきましては、12ページをお開きいただきたいんですが、社会保険庁としましては、国の職員が実施する必要がある業務と、外部委託なり「市場化テスト」をやる業務をこのような仕分けをしてございます。これは、社会保険庁改革の有識者会議等でも御議論をいただいて、この方向でお決めいただいたと考えております。

国の仕事としましては、公権力を要する業務、権利義務に関わる業務、制度全般のマネジメント、これは国本来がやるべきであろうという整理をさせていただいております。その結果、現在の人員構成ということを見ていただきまして、参考資料4の13ページ。現在の職員のうち、常勤・非常勤比率ということからいきましても、約4割の方々が非常勤ということで、既に常勤から非常勤化は、私自身は相当進んでいるんだろうと思っております。

更にこれに民間委託をしていく部分が相当ございます。例えば、国民年金の納付特例であるとか、いろんなレセプトのチェックのデータ化ということで、外部委託を相当させていただいております。そういう点では社会保険庁の業務自身は、既に相当外出しができている、更にそれにシステムを加えることによって、大幅に外出し並びに非常勤公務員化をしようという考え方をしておりますので、そこも是非御理解を賜われたらと思います。その点で、では社会保険庁本来の職員が今後どういう仕事をしていくのかということについて簡単に触れさせていただきたいと思

います。

やはり正規職員というのは、専門知識と業務ノウハウを蓄積させまして、責任と役割を自覚して、やはり質の高い仕事ができる集団にしていく必要があるんだろうと、こんな形で考えている次第でございます。

前に戻ると恐縮でございますけれども、先ほど申し上げました、社会保険庁の人員削減としては、現時点で申し上げる数字というのは3,000人以上の純減と。ただ、今後とも関係省庁と協議の上、引き続き、先ほどの削減と増ということを含めまして、検討をしてまいりたいと考えております。

座長 それでは、委員の皆様から御意見、御質問を頂戴したいと思います。

委員 まず、適用・徴収事務の一元化の取組の御説明をいただいたので、大分クリアになったんですけれども、お話の中で保険料の計算の在り方まで変えるかどうかということもお話になったと思うんです。社会保険については標準報酬月額方式だけれども、労働保険は賃金総額方式であるので、だから両方とも賃金総額にそろえるというお話をなさったように思うんですけれども、これはシステムというよりも、ものすごく大きな国民負担に関わる問題で、そこまでやらないとここができないものなのかどうか。

私は、この事務の流れの詳細はよくわかりませんが、様式の共通化とか、事業所番号の共通化だけで、かなり大きな省力化ができるのではないかと思います。だから、政策的なこととは独立にして、業務の効率化ということで、水色の左から2番目のところをやったところで、どれぐらい省力化効果があるのかということをお聞きしたいのです。やはり、これについては、適用・徴収事務の一元化について、もう少し中期的な、よく言われている工程表というものが示されれば、もう少しよくわかるだろうと思うのです。

厚生労働省 御指摘のとおり、これは社会保険の制度論そのものに踏み込んだ話になるものですから。

委員 どうしてもシステムだけの問題ではないんですか。だって賃金総額があったから標準報酬月額をみんな求めるわけですね。だから、別に賃金総額にそろえなくたっていきそうにも思うのですが、そこはどうなのですか。

厚生労働省 もう少し詰めた検討をしなければいけないわけですが、大分以前の話ですけれども、労働保険の方で、雇用保険と労災保険の徴収一元化を実施したわけです。

その際の経緯を申し上げますと、当時は労災保険の方は年間の賃金総額方式をとっていたわけです。労災保険は個別に被保険者を管理しておりませんので、実際に事故が生じたときに、適用労働者であれば、その請求に基づいてやるという仕組みになっているわけです。

ただ、雇用保険の方は、たしか毎月保険料について納付をしてもらうような方式

をとって、むしろ社会保険の方式に近かったんだろうと思いますが、雇用保険、当時は失業保険だったと思いますが、この労災保険の方の仕組みの方に寄せまして、それで現在では支払賃金総額に雇用保険率と労災保険率、これは業種によって異なりますけれども、これを足し合わせたものをかけ合わせまして、それで概算で納付していただくという非常に徴収事務上は簡便な仕組みになったわけです。それは、やはり雇用保険の方の仕組みを労災の方に寄せたといいますか、そういう制度検討をした上で、これはもちろん雇用保険の制度としてどうかという議論という観点も当然あるわけで、それも含めて寄せてきたものです。

イメージとしていいますと、社会保険の方につきましては、更に難しい問題がいろいろあると思いますので、そういった賃金総額に着目する方法というのも検討課題の一つに入れながら、制度面でこういったことができるのかという辺りについて、検討していこうということをございまして、はっきり方向づけみたいなのが、今、用意しているわけではないわけをございまして、ただ徴収一元化という観点からしますと、こういう方法が1つの選択肢としてあり得るだろうと、それはきちんと検討してみようということをございます。それから、様式の共通化、事業所番号の共通化ということをございますが、これはやはりシステムで処理をするということになりますと、当然のことながら、こういうことによって、例えば納付申告書について事業所の名前ですとか、所在地ですとか、従業員が何人いるとかというのは、恐らく労働保険、社会保険両方で共通して書いていくということになるわけですが、届出様式を一本にして、しかも機械で処理するということになれば、つかまえ方の番号につきましても、一元化をしておかないと処理が難しいということなので、そういった意味で、事務の効率化、あるいはユーザーの方々の利便性の向上ということにはつながっていくということで、徴収事務一元化のものの射程の中でやはり考えていく必要があるだろうと思っています。

このことによって、どれだけのものが出てくるのかというのは、率直に言って、今、申し上げられるだけの材料を持っておりません。

委員 労働保険については、日本はかなり例外的に、失業保険に保険料だけではなく税金も投入しているんです。そんな状態をいつまで続けられるかということ考えた場合に、やはりかなり行政の効率化に対する圧力も、もちろん大変批判を浴びた雇用保険三事業とかをやっている場合ではなくて、それだけではなく、合理化ということを真剣に考えざるを得ない環境だと思えます。そういう御認識は、厚生労働省におかれてきちんとお持ちかどうかということをお伺いしたいし、持っていないとされれば、是非ともお持ちいただきたいと思えますけれども、いかがですか。

厚生労働省 雇用保険の財源負担の在り方というのは、これはそのもの自体非常に大きな話をございまして、三事業の在り方につきましては、これは今回の見直し

の中でも徹底した見直しを行うようにということで、今、我々の方で検討させていただいておりますので、そういった状況にあるということはきちんと踏まえた上で対応していく必要があると考えております。

ただ、今、雇用保険の関係について全体のことを申し上げるだけの材料を持ち合わせておりませんので、そういった状況で、今、三事業あるいは国庫負担の問題、いずれも検討の俎上に上がっているということでございまして、精力的に検討しているところでございます。

委員 とにかく社会保険庁は新組織になって、要するに組織改革の端緒も効率的にもっとならなければいけないという話ですので、徴収コストは、効率化の中でも実質的に結構大きいものを占めますので、是非そういった観点から、発足後もといいますか、常にシステムの問題があると思えますけれども、どうすれば一番効率的かということを中心に検討していただきたいということです。

それから、一元化の話で、組織とか庁舎の統廃合みたいなものもあると思うので、そういうことも念頭に置いて考えていただきたいと思っております。

厚生労働省 おっしゃるとおり、社会保険庁改革の最大の目玉は何かといいますと、業務を効率化させて、低いコストでもって効果的な仕事をやると、これが目的でございまして、そのために、今、組織も変え、仕事のやり方も変え、業務改革ということで、現在、130項目の改革プログラムを5年間にわたってやるというスケジュール感をとらせていただいております、これをやれば相当数私は変わってくるんだろうと思っております。

その中で、今回特に組織法だけではなくて、業務改革法まで法案を出させていたいただきまして、これが国会を通れば、我々の仕事というのは、更に効率的なことになるんだろうと考えております。

委員 資料2-2を見ていただいたときに、徴収事務センターのことを御説明いただいたわけですね。下の方の一元化の取組状況と併せて見ると、今後の検討事項まで整理されていたときには、これは社会保険と労働保険を一体的な運用ができると、一体的な組織でもできるということと考えてよろしいんですか。組織は別じゃなければいけないということなんですか。これだと同じ土台ですね。まず、3つに分ける必要がないのではないかなと思うんですけれども、その点はどうですか。

厚生労働省 例えば雇用保険で申し上げますと、職業紹介と雇用保険の事務を職業安定所で雇用政策として一体でやっていくという政策的な要請がまずあるわけでございます。

この徴収事務の一元化を進めていくということで、制度そのものが一緒になるとか、組織的に一体になるというのは、また別の切り口の議論だろうと考えております。

少なくとも今、検討方を要請いただいている徴収事務の一元化という切り口から

申し上げれば、こういったようなことで、できるだけ徴収のためのコストを低減する。あるいはユーザーの方々の利用者の利便性に資すると、そういう観点から専ら検討しているところをごさいますして、組織論あるいは両保険の制度論までも視野に入れて、現段階で考えているわけではないということをごさいます。

委員 徴収事務については、どこかに一本化できるということですね。

座長 いろいろと御検討を願っていて、いわゆる人員削減計画で7年間で3,500人ということをお出しいただいているわけですが、総人件費改革というのは、5年間でどうだということにして、ですから5年間でどれくらい削減されるのかということについて、精査して詰めていただいて御報告をいただきたいと思います。

第2点は、先ほど委員から意見がありましたけれども、保険料徴収の一元化について、いつまでに早く詰めてやってもらえるのかと、やはり少し遅過ぎるかなという考えが出てきていますので、工程を明確にしてお示しいただきたいと思います。いかがですか。これは要請事項ですけれども。

厚生労働省 徴収事務の一元化は、今、御説明しましたように、ずっと段取りを踏んでやってきていますし、検討目標も立てていますので、将来のことですから、明確にぴしぴしと行くかどうかはちょっと検討させていただきますけれども、そういった御要請に応じられるような方向でと思っています。

座長 工程表を出していただきたいと思います。

そういったことで、当会議としてそういうことを御指摘させていただきますので、様々な観点から精査し、より効率化されるように詰めていただきたいと思います。事務局との間でもそれについて詰めていただきたいと思いますので、よろしく願いします。

(社会保険庁関係者退室)

(休 憩)

(ハローワーク、労災関係者入室)

座長 それでは、引き続き会議を行います。ハローワーク関係と労働保険関係について、厚生労働省からヒアリングを行います。

再ヒアリングですので、前回の御説明と余り重複しないように、約10分以内で端的に御説明をお願いします。

厚生労働省 ハローワークの関係について御説明をしたいと思います。

お手元の資料をめぐっていただきまして、まず、1ページでございますが、前回のヒアリングを踏まえて、検討を要請された事項の①でございます。

都市部において、ハローワークの一部整理統合をすることにより、民間参入の拡大、包括的な民間委託という御指摘でございます。

この問題については、都市部であるか、否かを問わずに、一部を民間に担わせるということは、困難という点は、前回のヒアリングでも御説明申し上げたとおりで

ございます。ただ、前回の御指摘を踏まえて、全国ネットワークの上乗せとして行っているもの、それについて委託できる事業はないかどうかの精査をいたしました。

その結果、大都市部のハローワークで、管内とか、周辺圏からのホワイトカラー職種を希望するような求職者のために正規の職員が行っている業務で、履歴書とか、経歴書の作成方法、あるいは面接指導、そういったものをセットにしたセミナーについて、新たに民間委託をするということにいたしました。

このセミナーの民間委託の対象地域、これは大都市圏中心でございますが、そういったところで削減をしようということで、資料では定員約20名と書いてありますが、具体的には22名ということでございます。

1ページの下の方でございますが、職業紹介業務に関連しまして、新たにハローワークにおける定型的な相談問い合わせへの対応案内業務ということで、ここでは170人と書いておりますが、168名を純減することといたしました。

資料の6ページであります。新たに190名ということで、純減分、ここでは501名と、黄色で示したところでございます。

それから、前回も指摘がありましたハローワークの整理統合、これにつきましては、前回その計画を御説明申し上げましたが、さまざまな御意見をいただきましたので、これについては、今後も真摯に取り組んでいきたいと考えております。

2ページ目以下であります。ハローワークが全国ネットで行う無料職業紹介、これについて国が国家公務員により直接実施することが必要不可欠ということについて、改めてここに整理をしております。

これまで規制緩和という中で、民間の職業紹介事業ができるだけ積極的な取組ができるようにということで取り組んでまいりましたが、結果として民間の事業者も大幅に増加をしてまいりました。

ただ、民間事業者も国のネットワークの存在、それを前提として行っているということで、国の無料紹介のネットワークの一部を民間事業者ということは、ILOの88号条約に抵触すると考えております。

また、これも先般御説明申し上げましたが、行政改革の一環として、ILOの条約を踏まえながら配置の見直しを不断に続けております。

そういう意味では、行政需要が高い一方で、組織体制については、最小限まで絞っているということを考えております。

特に大都市部につきましては、これ以上の整理統合をする状況にはございませんが、仮に現在やっているところを民間委託ということになれば、これも条約の問題が出てくると考えております。

2ページ目の後段の4のところですが、これは7ページの参考資料の2を見ていただきたいと思います。

国の事業として、職業紹介、雇用保険、雇用対策、これは三位一体として実施しているというものを図示したものでございます。都市部のハローワークであっても、職業紹介だけを分離すると、これは極めて困難で、そういったことになれば、大きな支障が生じるということをお理解いただきたいと考えております。

急いで御説明申し上げますが、3ページでございます。前回ハローワークの本所、出張所、分室、合わせて600という数について多過ぎるのではないかという御指摘がございました。

これについては、欧米の主要国と比較した資料がございますが、資料の8ページでございます。

ここでは、労働力人口と失業者数を挙げさせていただいておりますが、機関数、職員数いずれで割っても日本のハローワークが業務量が多いという状況になっております。

そういう中で、前回の御指摘を踏まえて、整理統合なり、定員削減に取り組んでいるということをお理解いただきたいと考えております。

次のページの参考資料4ですが、これは完全失業率、それから新規求職者というデータでございますが、この間、失業者が増え、求職者も増え、失業率も高いという状況が続いております。

そういう中で、定員は長年にわたり相当数の削減を続けてきているということで、今回、さらなる定員削減、純減を行いますが、こういった状況の中でぎりぎりの決断をしているということをお理解いただきたいと考えております。

ちょっと元に戻っていただきまして、3ページに(2)のところで都市部のハローワークの状況についての説明をしております。

都市部においては、民間の事業者も発展してきておりまして、こういった民間事業者を活用する求職者、求人者がおられることは事実でございます。

後で述べますが、民間事業者とハローワークでは異なった機能を発揮するということもありまして、民間事業者の対象とならない求人者はハローワークに来るということになります。

また、都市部ということで、例えば東京都、求職者の1割、それから求人者の1割5分を占めておりますが、ここにも書いてありますように、23区で11所、それ以外で6所という17所でやっております。中には管内人口は100万を超えるというようなところもありまして、民間事業者が発展しましても、今の組織体制を更に縮減させるとするのは、なかなか難しいという状況でございます。

4ページになりますが、ここでは民間事業者とハローワーク、その役割と申しますか、異なった機能を持っていて、すみ分ける形で労働市場に存在しているということをお説明しております。

民間事業者といっても2通りあると考えております。1つは、先ほど申し上げま

した規制緩和の中で発展してきたホワイトカラー職種を対象とするような事業者。それから、これはずっと昔からある家政婦とかマネキンといった伝統的な職種について短期紹介を基本として取り扱っているグループと2つございます。

伝統的などころについては、短期反復雇用という特殊な形態で、それぞれの専門分野に限定して事業を行っているということから、昔からハローワークと異なる事業ということになっております。

一方、ホワイトカラーの職種ですが、これを比べますと、民間事業者は在職者中心、ハローワークは離職者中心ということで属性が分かれています。

それから、民間事業者、ここに手数料等が書いてありますが、専門的管理的なホワイトカラーについては、手数料が年収の2割～3割で、100万から200万が相場ということで、そういう意味で、それだけ資金を投入できる企業、それに見合う人材を対象にしています。ですから、ハローワークの対象とは大きく異なっているということが言えると思います。

資料の10ページをお願いいたしたいと思います。アンケート調査だけではなかなか実態がわからないという点について社団法人の日本人材紹介事業協会の事務局長からヒアリングをしております。また具体的にこのペーパーのこの部分については見てもらっています。

ここでは、1.のところでホワイトカラーの管理職等の手数料相場。それから2.で求職者が在職者中心という実態。3.で民間事業者も求職者によっては同時にハローワークにも行ったらどうかということでハローワークを勧めるという実態について、ここに書いておりますが、詳しい説明は省略いたします。

4ページになりますが、一番下の方でハローワークの1件当たりのコストの推計結果をお示ししております。

詳しい点は、お話ししませんが、人件費、システム経費等々入れて、それから施設については、民間ビルを借りたと仮定して計算した結果で、就職1件当たりのコストも約8万円ということでございます。

民間事業者を利用したいというニーズは当然でございます。その一方で、民間事業者の対象とならない求職者、これはどうしてもハローワークに行かざるを得ないということもありまして、そうしたハローワークを頼りにする求職者、それから障害者、高齢者といった就職困難な方、そういった者を含む大量の求職者を、先ほど言いましたようなコストでやっているという点でございます。

5ページは、入職経路等がございまして、民間事業者は1.6%、ハローワークは20.3%と、皆様方御承知のとおりでございます。

今まで申し上げましたように、制度面、実態面、それから性格等から考えて、包括的な民間委託というのは困難ではないかと考えております。

資料の14ページでございますが「③ 総務等の関連部門を抜本的に合理化する

こと」とございますが、これにつきましては、総務等の内部管理業務につきまして、会計・経理業務を中心に労働局への集中化を図る中で合理化を進めてきたところでございます。

そういう中で、ハローワークの内部管理業務につきましても、4年間で132人の削減を行うことにしております。

次に15ページをお願いしたいと思います。雇用保険のうち、雇用保険三事業等を廃止の方向で見直して、関連の個別助成金業務の定員を削減すること。

これについては、行革の重要方針で、廃止も含めて徹底的な見直しを行うとされております。

これは、現在、事業主団体の参加を得て精査を行っているところでございます。これにつきましては、現在、見直しの途中であります。現段階で助成金の審査、支給業務の簡素合理化、効率化によりまして、35人の定員の削減を行うというふうにしております。

このような見直しの結果、労働局で支給している助成金について、定員に関する事業を廃止ないし、見直すということになった場合には、その関連点についても見直しを検討することといたします。

最後に16ページをお願いいたします。

これまでハローワーク・労働保険関係の定員削減について御説明してまいりましたが、今回の事務事業見直しによる定員の純減についてまとめております。純減については、738名、定員合理化計画によるものも併せた削減については1,216名でございます。

厚生労働省 説明が1つ落ちたんですが、今の16ページの内訳の1つで労働保険関係ですが、11ページに書いてありますけれども、そこにありますように、年度更新に係る説明会の設営部分というのを特に業務の中で切り分けまして、更にいろいろ精査をして少し人数を絞り出せというお話もありましたので、こういうことをやってみました。やったことによりまして、前回、提示したものに加えて、39名の追加削減ということで、併せて労働保険関係では200名の純減ということでございます。それで、16ページの方で、その内訳になっております。

座長 それでは、委員の方々の御意見、御質問をお願いしたいと思います。

委員 今日の日経新聞だったと思うんですが、いわゆる「市場化テスト」による民間委託の中でコストが下がって、効果が相当上がったと、こういうような記事が出ておりましたけれども、「市場化テスト」をするというのは、ILO条約の違反になるんですか。

厚生労働省 これまで「市場化テスト」といいますか、モデル事業でいろんな業務について民間委託してまいりました。それについては、全国をネットワークした無料職業紹介、それを前提として、その上乘せでやっているということで、これは

国会等でも大臣もずっと申し上げておりますが、セーフティーネット機能は維持した上で、上乘せとしてやっていて、民間でお願いできるもの、その方が効率的にできるもの、これについてはお願いをしていきたいということで申し上げておりますが、そういう形で民間にお願いして、モデル的にやっている事業でございます。

厚生労働省 今、現にやっているものは、事業が大きく2つございまして、キャリア交流プラザという事業と求人開拓事業というのがございます。

キャリア交流プラザ事業については、職業紹介を委託するという形ではなくて、職業紹介と切り離しまして、中高年齢者の方を中心に仕事をする気になっていただくようなカウンセリングを集中的にやる組織でございます。そこにつきまして、民間の方にやっていただいているという意味です。

求人開拓につきましては、求人受理という部分については、ILO条約がカバーすることになっていまして、求人条件がちゃんと適法かどうかだとか、あるいは求人の内容を是正させるとか、そういうところをハローワークはやるんですが、単に求人をとってくるところについては、無理無理考えて、ここだけ切り離せば民間に委託は可能ではないかということでお願いしている部分でございます。これは条約に違反しないように一生懸命考えた部分でございます。

委員 そういう施策は、この中でどの程度入っているんですか。

厚生労働省 6ページに一覧表が書いてございますけれども、上の方の前回御説明した内容の中に「②市場化テストによる外部委託化」というのが書いてございます。その中で人材銀行、今、これは御説明しませんでした。本番の事業では人材銀行というのも対象にすることになっておりまして、これも先ほど申し上げた事情等も含めて、ILO条約違反にならないように無理無理考えたものなんですが、それで21名と。あと求人開拓業務について100名ということが書いてございます。

キャリア交流プラザにつきましては、現在、私どもは正社員だけではとても仕事ができないので、キャリア交流プラザでハローワークでやっている部分も相談員の方をお願いしています。ですから、正社員がいないものですから、ここはゼロになってございますけれども、ですから「市場化テスト」については、関連部分については121名が出るということでございます。

委員 あの記事によると、費用は削減する、効果があったということでした。それとは仕事の内容が違うのかもしれませんが、もっと進めていただく方が効果が出るわけですから、いいと思うんです。しかし、121名しかできないということはどういうことを意味しているのか。むしろどんどん積極的に進めていただくことが必要ではないかと。ILO条約が重要だというのはよくわかるんですが、ただし、これは国民から見たら安くて効果がある方が一番いいわけです。それが121名しか削減できないというのは、つまり121名分ぐらいしかアウトソーシングできないというのが、ちょっとよく理解できない。

厚生労働省 ここに書いてございます、正社員の数は、現在、全組織、人材銀行を全部集めて、あるいは求人開拓に従事している人を全部集めた人間がこの人数でございます。ですから、正社員を減らすとしても、これしか最終的には減らないんですけれども、今日、日経新聞にどの程度の記事が出ていたのが、私は読んでいないので承知していませんが、最終的な「市場化テスト」のモデル事業の評価自体は、事業終了後、6か月のところで、就職率だとか、最終的には質の面も含めて総合評価をするということになっています。それはまだ評価をされていませんので、今の段階でどういうことで効果が上がっているかという記事が書かれているのかわかりませんが、入札価格は安く上がっているという事実は間違いなくございますので、多分それが記事になっていて、それで運営自体もそれなりに滞りなくやられているので、効果があるとされているんだと思います。

委員 就職率が上がったというのは、どういうことですかね。

厚生労働省 申し訳ございません。ちょっと記事を読んでから後でということ。

委員 16ページを見ていただきたいと思います。私が発言するのは1点でございます、雇用保険三事業について、今回新しく35名の純減を提示されましたが、事業本体については、昨年12月に徹底的な見直しを行うこととなったと理解しています。その結論を得た上で、抜本的に純減を図ることについてのお考えはいかがでしょうか。

厚生労働省 雇用保険三事業については、事業主団体、要するにこれは事業主団体が保険料を出しているところでございますので、その事業主団体の参加を得て、全体の事業について、個別の事業を全部出して、今、精査をしていただいております。それで、その精査を踏まえて見直したいと思っております。

ただ、15ページのところに、そういった被用者団体の意見も載せておりますが、やはり雇用対策の重要性というのがありますので、要するに雇用保険全体に対してどう貢献しているのかという点を見ながらやるべきだという考えがありまして、やはり一律にどうこうという話ではなくて、事業ごとに徹底的な精査を行ってやるべきだろうという考え方が事業主団体からも示されておりますので、現在、作業中でございます。

委員 今のことに関連してなんですけれども、雇用保険三事業は、委員がおっしゃったように、廃止を含め検討という大方針が出ているわけです。だから、前回ゼロだったのが35人削減ということですが、さっきおっしゃったとおり、母数は約500人あり、35人というのはいわゆる事務の効率化という観点から出てきた純減数であって、これから三事業の見直しが進めば、当然これよりも純減が進むということではないんです。

厚生労働省 今、事業者団体等の参加を得て、今、検討した段階なので、今の時点でどうこうということはできないんですが、その検討の結果で、こういった助成

金業務に影響があるようなお話があれば、そういう中で検討がなされると考えています。

委員 その際、今度、国の総定員の行政機関の定員数の削減、純減に直接関係しないんですけれども、独法で雇用能力開発機構というところがありますが、そういうところについても当然厳しく削減が入るということですね。

厚生労働省 雇用能力開発機構も含めまして、関係法人に対するお金につきましては、毎年相当激しく今でも削ってきているんです。

今申し上げましたような事業主団体の参画を得た検討委員会で詰まった結果に基づきまして、経費については当然削減して、人員面でも当然縮減が図られることになるかと思っています。その結果に従って粛々と対応するつもりでございます。

委員 そういう意味で、前回に比べて今回純減数を上積みされたということの努力は、私はそれなりには評価できると思うのですが、ただ大所というか、それがまだ決着していないので、それがやはり明確な決着を得た際には、委員がおっしゃったように、純減数の上積みということがないと、方向としては違うのではないかと思います。だから、今回だけで終わるんじゃないですよということを申し上げたいんです。

厚生労働省 この雇用保険三事業の見直しは、今、検討している段階のものから、この場で私がそれを具体的にどうなるということは、なかなか言いにくいんですが、ただ、どちらにしても、いろんな事業を徹底的に精査しようということをやっておりますので、ただ、事業自体がかなりあるものですから、使用者団体含めて、ちょっと時間がかかるなという認識がありますが、徹底的に見直しはやっていきたいと思っております。

委員 これは、雇用能力開発機構を含めて、いろんな批判があって、その度ごとに、ここで議論していたら私などは心配になってしまうんです。だから、本当にタマネギの皮をむくようなことをやっていたらだめで、結局、国民の信頼を得るところまでやらないといけない。何か変に防衛しているようなイメージが出ますと、逆効果になってしまうぐらいのところだと思えます。今回の純減についても、何か防衛的な意味で「目一杯の努力」だとか言っていると、また何か言われてしまうような気がします。今回はここまでだけれども、これから雇用保険三事業の廃止を含めた検討を踏まえて、更なる縮減を図ることは当然であるとか、前向きにしないと、国民は黙っていないですね。

厚生労働省 三事業の見直し、今、申し上げましたように、徹底的に精査することをやっておりますが、今回、お出ししたのも内部でぎりぎりのところまで検討した結果だということも御理解いただきたいと。

委員 私は、余りぎりぎりといって自己正当化してはいけないと言っているのです。昔、金バッチつくったところでしょう。それを何か新しい理事長は自分の

責任じゃないとかいって、この場でおっしゃって座長にめちゃくちゃ怒られたものですよ。だから、これは座長ではなくても国民はみんな怒っているんですよ。

委員 思い切り評判が悪いんだから。

厚生労働省 要するに、先ほどから三事業については、徹底的に精査をして見直しをします。同時に、先ほども説明申し上げましたし、15ページにも書いてありますが、その結果として、それが定員等に関連する事業を廃止あるいは見直すということになれば、当然定員についても見直すことになると、そういうものでございます。

委員 今の関連ですけれども、雇用促進の関係の住宅を短期売却するとか、それから「私のしごと館」の方でも幾つかのものは「市場化テスト」にかけるということが決まっています、そういった観点で業務の効率化というか、どんどんそういう縮減が決まっているわけですから、それが今の段階で定員削減とか、そういうものに反映されてもいいんじゃないかと思うんですけれども、そこはいかがなんでしょうか。

厚生労働省 それは、国家公務員ではなくて、雇用能力開発機構のお話だろうと思うので、ただ、私どもが把握しているお話について申し上げますと、住宅については住んでいる方がおられるものですから、一定期間をかけて処理という方向が示され、ただその中でももう少し早くできないかということもあるので、民間の専門家の方に入っていて、どういう形でうまく処理していくのか、財政に要するにマイナスを与えない、それから円滑に処理できる。それにはどうしたらいいかということ今年度専門家の方に入っていて検討することにしております。

委員 しかし、住宅なんか、今後30年以内にといった数字を上げていた。

委員 短期になったんです。

厚生労働省 ただ、30年というお話も民間の方に入っていて、シミュレーションしたときにそういった話があったんですが、幾ら何でも30年は長いので、もっと短くできるんじゃないかと。

委員 あれは、独法の回答ではなかったんだね。役所の方からの30年という回答だったわけです。ですから、それを雇用能力開発機構の問題でとって、それは押し付けですよ。監督もしないんですか。

厚生労働省 ですから、それをもっと早くできる形でできないかというので、民間の専門家の方に入ってもらって十分検討してということで、今は進んでいるということで理解をしています。

委員 例えば市町村はハローワークの方から委嘱を受けて、役所の中に中高年の求人のことをやっているわけです。けれども、実は、先ほど3ページのところで、都市部のハローワークというのは、業務量が多くてマネジメントができなくて大変だ、混雑だ、いわゆるサービスが悪くなると、こういうお話だったならば、これ

はある面で自治体の窓口の方にといいことはどうだろうか。というのは、やはり私も、地域の声をしっかり守っていききたい。それによって雇用をつくっていかないと大変なことになる。これがもしうまくいかないと、最終的には生活保護という問題にいつてしまいますので、そうすると、やはりある面では組織が大きいということ逆を逆に外へ出すことを考えていただいて、例えば私どもがやっているような方式でも結構ですし、委嘱をして、いわゆるILO条約の関係でいろいろと問題があるということでしたら、是非ともそういうふうにして業務量を減らしていく、それによっていいサービスをしていくように考えていただけませんか。

厚生労働省 今、御指摘いただいたことは、本当にもっともなことだと思っております。

最近になって、地方公共団体と一体となって、職業紹介をやるという手法の導入を始めておまして、今後ともそういった工夫は続けたいと思っております。

委員 質問ですけれども、4ページの民間とのコストの違いで、ハローワークは1人8万円ということですが、民間の方は100万円と、これはもうけるためにやっているから、それは当然でしょう。要するに8万円というのは、すごく安くやっていますよという意味なんですか。

厚生労働省 対象者が当然違いますので、どういう面で比較するかというのはあるんですが、ハローワークの場合、就職困難者を含めて、大量の求職者に対して、比較的安いコストで行っているという意味で、8万円というのをお出ししております。

委員 だから、すごく効率よく、安くやっているだろう我々とは、そういう意味なんですか。それとも、こんなにかかってすみませんという意味なんですか。

厚生労働省 この8万円というのは、私どもとしては比較的安いコストでやっているとは思っていますが、ただ、これは更にいろいろ努力しなければいけないと思っています。

委員 本当に御努力なされた点は評価するんですが、やはりハローワークの無料職業紹介業務というものを本当に精査していつて人員削減につなげていただきたいと思うんです。

例えば、国民から寄せられたご意見を読んでいますと、やはりハローワークに対する厳しい御意見が多いですよ。それは、やはりここにもあるように、障害者とか、高齢者とか、そういうような人たちに対して無料相談をして、本当にそれは国家公務員でなければというお役目はよくわかるのですが、その他、いろいろな業務の中で、もう少し民間にいつて部分は随分あると思うんです。

もう一つは、少子高齢化という時点の中で、共稼ぎで子どもをつくれないと、その人たちへいつて、今度は新たにハローワークに窓口にするという記事を読みましたけれども、そういういろいろな意味の経済社会情勢の変化と、それに対する二

ーズの中で、本当に国家公務員として、ハローワークとしてやっていく業務と、もっと民間にという部分は、まだ精査をするところがあるだろうと思うんです。

セーフティーネットという問題もありますけれども、民間参入の拡大というか、あるいは本格的な民間委託といいますか、あるいはさっき委員が言っていたような、地方をどう使うかということをも更に御検討いただいて、5年間という純減の期間はまだまだありますので、どうか、その5年間で雇用人口、雇用状況等に変化は随分出てくるんだと思うので、是非その辺を粘り強く不断にやっていただきたいと思います。

委員 ILO条約というのが、恐らく行政御自身の中でも足かせになっていらっしゃる部分というのは多分あるだろうなと思います。

条約についても、確かに古い条約ですので、解釈について、もう少し明確に緩和されるようなことが示されるような機会があるかもしれませんので、それがいつかは別として、そうなりましたら、速やかに、多分もう少しいろいろできるのではないかと御自身でも思われる部分というのがあると思いますので、民間にもっとやっていただくとか、そういうことも含めて、常に見直すという姿勢は持っていただきたいと思います。

委員 これはセーフティーネットなんです。やはりどこの国でも失業した人が仕事を探しに行くときに、行政機関としてサービスしているというのはあるものですから、あとはそれをいかに効率的に進めるかということだと思います。

今はちょっと失業率が下がっていますが、それでも突然会社が倒産して失業した人にとっては、非常に重要な機能を持っていますから。

委員 全体的な失業率の問題とは、また違う問題がありますからね。

委員 今年、新卒は急によくなっているんですね。そういう状態というのは、ハローワークの方はどうお考えですか。

厚生労働省 確かに新卒の環境は、かなり好転をしております。なぜかといいますと、全体の景気の改善が進んで、雇用情勢がよくなったという面が当然あります。同時に、各企業で団塊の世代のリタイア問題をにらんで採用が積極的になったという点がかかなり影響しているのではないかと考えています。ただ、これも地域差が大分ございまして、新卒がなかなか採りにくいというところは、かなりそういう声がございまして、同時に、まだ雇用情勢がかかなり悪くて、新卒でもなかなか難しいという点もあって、従来に比べると、地域差が大きいと理解しております。

委員 今の補足意見ですが、この前もそうだけれども、確かにILO条約とか、セーフティーネットという問題はあるんですけれども、これがいつも組織防衛の錦の御旗みたいに、ちらちらとよく出てくる感じがするんです。恐らく、こういう条約なんてものは解釈の幅だって絶えずあるものだし、特に国ごとだと、恐らく解釈はいろいろあるんだと思うんです。それが、解釈を狭く、かつ組織防衛の御旗にな

んでというようなことにならぬように、気をつけてというか、お願いしたいということなのです。

厚生労働省 この点については、ハローワークの整理・統合のお話も前回ございましたが、やはり労働市場の状況に応じて整理・統合し、効率化を図り、そういう中でやってきたという状況がございますので、その点については、これからも十分努力したいと思っております。

座長 様々と御意見を頂戴しました。一応の削減の1,216人という削減数が出てきたということについては、ある一定の評価はできるわけですが、この領域は、非常に変化が激しい領域です。雇用保険三事業のところも、改正というか、いわゆるやり方、仕組みの変化は、もう指呼の間にあるわけです。

それで、特に特別会計改革との関係でも、やはりポケット1つにしようとか、そういう動きがあるように、もう変わっていくという情勢にあるわけですから、それに従って、委員の中からその意見が出ておりましたけれども、その変化を踏まえて、十分な人員削減というものを引き続き御検討をしていただきたい。

ですから、委員の意見を踏まえて、ここのところで削減効果が出るように、より精査に御検討をお願いしたいと思います。それで、事務局との打ち合わせを十分にやっていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

厚生労働省 どうもありがとうございました。

(ハローワーク、労災関係者退室)

座長 では、次に事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、資料は、資料4-1と4-2になります。

1月6日の検討要請8事項のうち、再ヒアリングは要さないであろうということで整理をいただいた事項が2事項ありました。厚生労働省の国立高度専門医療センター関係及び法務省の行刑施設関係、刑務所の関係です。

資料4-1ですが、この分野につきましては、ほとんど全部の定員について、非公務員型の独法に移行するという回答があった分野ですが、会議の御指摘としては、まず、現在6つのセンターがあるけれども、6つの法人ということなのか、あるいは1つの統合法人ということなのか、これについての考え方はどうかという点がありました。また、法人化された後で、効率化の目標への取組というのはどうなるのかという点がありました。

その点につきましては、個別の独法とする場合、複数の法人とする場合と、2つの場合について、それぞれメリット、デメリットいろんな特性があるので、それについては、あらかじめ結論を決め付けるのではなくて、今回の機能、国立高度専門医療センターが果たすべき機能と役割を踏まえた上で、最終的に法人の詳細の再設計の段階で結論を得たいということです。ただし、今の段階からどのようにやっていくのがいいのか、メリット、デメリットを十分念頭に入れた上で、

また独法の見直しの中で類似法人については統合を進めるという流れも踏まえた上で検討を進めていきたいということです。また、効率化については、ヒアリングの際には、研究内容の発展を目指したいというようなすれ違いの説明がありましたけれども、その後、理解がきちんと進みまして、統合法人であれ、複数法人であれ、いずれにしても主務大臣が定める中期目標の下で、効率化すべき点についてはきちんと効率化の努力をしますと、それが重要であるということで認識が整理されております。

また、さらに、現在でも6つのセンターのうち、2センターが複数の病院を抱えていますけれども、恐らく来年あるいは再来年ぐらいの時点で、法人化以前の段階においても病院の統合を行い、体制について必要な効率化等を図った上で、法人化に向けて具体的に詰めていきたいということでございまして、法人化するまでの間においても効率化の努力を行うという内容です。

これがナショナルセンターの関係です。

資料4-2、行政施設関係ですが、ヒアリングにおける会議の指摘事項としては、増員の抑制ということで、民間委託可能ポストの試算を示してきたということですが、更にとということで、PFI方式や構造改革特区の活用など、考え得るあらゆる手段を動員して、民間委託の拡大を更に検討してほしいということの指摘が第一点です。また、総務部門あるいは行政事務職が担っているような、事務職の配置の問題も含めまして、民間委託を行う業務範囲、ポスト数の拡大の検討をしてもらいたいという指摘がありました。

そのうち、第一点ですが、構造改革特区であれ、あるいはPFI方式であれ、それぞれの制度が前提としているような手続や事柄がありますが、そういう前提の下で、そういう方式が当てはめ得る対象候補については、全く新たに設計をするような場合だけではなくて、既存の施設の一部についても適用ができないのかどうか、そこは積極的かつ前向きに検討を進めていきたいというのが回答です。

ただ、そういう制度の前提を言わば飛び超えまして、一律に全国に導入するかどうかということについては、特区の仕組みの中で、一定の検証を得た上で、全国化あるいは平常化するかということですので、そういう手続を踏む必要があるということです。そうではなくて、積極的に当てはめることについては、対象候補を探していきたいという回答です。

次に、総務部門あるいは行政職(一)の事務職の配置などについてですけれども、総務部門については、特に民間委託の可能ポストを洗い出す作業の中で重点的に対象としたところであり、総務部門における民間委託率は30%を超えるような率になっているということです。

また、複数年度の契約の問題については、業務の実態に照らして、やはりどうしても国家公務員で配置することが必要な部分というのがあるとの回答です。これに

については、資料の11ページの参考3-1という表で、行政事務を担当する行政職の(一)という職種の職員の配置状況を施設ごとに列挙しています。基本的には各施設ごとに、ごく限定された数の事務職が配置されています。

そういった中では、新たに行刑施設の管理を適正化するという中で、有識者による外部の委員による視察委員会への対応とか、どうしても物品管理上必要な体制などがありますので、基本的には必要最低限の体制となっているということによろしいかと思えます。

ただ、東京拘置所だけにつきましては、トータルで82人ほど行政職の(一)が配置されております。この点については、資料の方の2ページの一番下のところで法務省が書いてございますけれども、施設全体の規模が大きい中で、言わば総務部門の業務に特化して職員を配置することがある程度は合理的であるというのが説明になるかと思えます。けれども、ほかの施設と比べて、特にどうしてこの数なのかということについては、これまでの経緯もあって、こういう数になっているととらえざるを得ない部分があるかと思えます。

いずれにしても、厳格な定員管理の世界の中で、刑務官を相当数増員するためにも他の部門の定員削減を厳しくやっている部門ですので、時間の問題として、この東京拘置所も含めて、より一層事務職の配置数の適正化というものが行われていくということは変わらないと考えられます。

以上が、1月6日の検討要請事項、8事項のうち、再ヒアリングは要しないと整理された2事項についての資料による回答の内容です。

次に、2月10日の追加検討要請事項、これに係る6事項の現在の検討状況について、簡単に御説明を差し上げたいと存じます。これはノンペーパーです。

いずれにしましても、6事項についてもヒアリング一巡目を終了していただいたわけですが、ヒアリングにおいて、会議に対して具体的な純減数の回答を説明したものが6事項のうち2事項ありました。法務省の登記・供託関係及び財務省の国有財産管理関係、この2事項については、一応純減の具体的な数と、それについての考え方について説明がなされております。これら2事項については、会議から具体的な指摘事項がありまして、事務局の方にはあらあらの回答原案のようなものが寄せられていますが、現在内容について精査をしている最中です。

その関係で、現状を率直に申し上げますと、ほぼ登記供託の関係につきましては、会議の指摘事項について、資料ベースで整理がつきそうな状況まで来ているのではなかろうかと考えている状況です。

国有財産については、なおもう少し詰めた方がいい点があるようですが、これも基本的には、純減数の提示がなされておりますので、それを踏まえた上で指摘事項にどう答えていただくかの整理をさせていただく方向ではなかろうかと考えております。

6事項としては、以上のほか、国土交通省関係で4事項があります。自動車登録関係、気象庁関係、官庁営繕関係、国土地理院関係の4事項です。これらについては、ヒアリングはしていただいたわけですが、回答の中では、具体的な純減数の提示があったわけではありませんでした。

これら残る4事項については、2つの要素を満たしていく必要があるだろうと考えていますつまり、まず、会議の指摘事項についてきちんとどのように回答をしてくるのか。次に、そういう指摘事項への対応の中で、具体的な純減数について、十分な又は何らかの意味でやむを得ない程度の具体的な純減数の提示が出てくるかどうかということの2点だろうと思います。

指摘事項への対応については、なお精査を要する部分が、まだ少なからず残っているように考えています。

したがって、現状においては、今申し上げた国土交通省関係の4事項については、なお引き続き連休の間も含めまして、事務局の方で精査をするお時間をいただきたいと思います。連休明けのなるべく早い時点で座長と御相談の上、その後の対応方針についてまたお諮りしたいと思います。どうしてもやむを得ない場合には、会議での短時間なりのヒアリングということもあり得べしということで、各省とやりとりをしておりますけれども、できればそういうことにならないように、きちんとした回答内容と具体的な純減数の積み上げをその裏付けとなる考え方ともに出していただけるように、各省に対して強く要請をしている段階です。

座長 今、事務局から6事項について御説明を申し上げましたけれども、先ほどの高度専門医療センターと行刑施設関係、それと6事項、これについて何か御意見と御質問がございましたら、頂戴したいと思います。これは、引き続き事務局で詰めの作業を行ってその結果を得たいと説明がありました。国立高度専門医療センターと行刑施設、これは最終取りまとめに反映させていく。

事務局 よろしければ、本日の回答内容も含めまして。

座長 そうですね。これで終了させていただきます。次回は連休明けの5月9日です。よろしくお願ひしたいと思います。9時30分からですか。

事務局 はい。9日の9時半でございます。

座長 ありがとうございます。

～ 以 上 ～